

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年5月26日
【発行者名】	T & Dアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 義久
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目36番7号
【事務連絡者氏名】	富岡 秀夫
【電話番号】	03-6722-4813
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ベトナム・ASEAN・バランスファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額 220億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ベトナム・ASEAN・バランスファンド

ただし、愛称として「V-P l u s」という名称を用いることがあります。

（以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

委託者（以下「委託会社」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるT & Dアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

220億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

購入申込受付日の翌営業日の基準価額^{*}とします。

＊「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）をその時の発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます（ただし、1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。）。

基準価額につきましては、販売会社（委託会社を含め、委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）または下記にお問い合わせください。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <https://www.tdasset.co.jp/>

（５）【申込手数料】

3.30%（税抜3.0%）を上限として、販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。

申込手数料は、ファンドの商品説明、販売にかかる事務費用等の対価です。なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（６）【申込単位】

販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2025年5月27日から2025年11月26日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所（販売会社）につきましては、前述「（４）発行（売出）価格」の照会先までお問い合わせください。

（９）【払込期日】

ファンドの受益権の購入申込者は、販売会社が定める払込期日までに、購入代金（発行価格に申込口数に乗じて得た額に申込手数料（税込）を加算した金額をいいます。）をお申込の販売会社に支払うものとします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

振替受益権にかかる各購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所（販売会社）と同様です。お問い合わせにつきましては、前述「（４）発行（売出）価格」の照会先にお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの振替機関は株式会社証券保管振替機構です。

（１２）【その他】

①日本以外の地域における発行はありません。

②振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

＜商品分類表＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリー ファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性			ファンド ・オブ・ ファンズ	なし
不動産投信				
その他資産（投資信託証券（資産複合 （株式・債券）資産配分変更型））				
資産複合				

＜商品分類の定義＞

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合

目論見書または信託約款において、株式・債券・不動産投信（リート）・その他資産のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

＜属性区分の定義＞

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式・債券）資産配分変更型））

目論見書または信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。

年1回

目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

アジア／エマージング

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジアのエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替ヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※属性区分における「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp）をご参照ください。

③ファンドの特色

- インドシナ地域株式マザーファンドおよびASEAN地域債券マザーファンド（以下、総称または個別に「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じて、主として地政学的・人口構造等の優位性を活かし、経済成長を続けているベトナムの株式*および経済規模が拡大しているASEAN地域の債券に投資します。

*ファンドでは、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーを総称して「インドシナ地域」といいます。
（将来的にはカンボジア、ラオス、ミャンマーの株式等にも実質的に投資を行う可能性があります。
有価証券届出書提出日現在、投資を行う予定はございません。）



上記は将来的に投資対象となる可能性のある国を含めて記した図であり、全ての記載国が投資対象であることを示したものではありません。

ASEAN(東南アジア諸国連合)概要

1967年にインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの5か国外相がバンコクに参集し、ASEAN設立を宣言する「バンコク宣言」が採択され、ASEANが発足しました。

その後順次加盟国を増やし、1999年に第6回ASEAN公式首脳会議において、第10番目の国としてカンボジアの加盟が決定したことで東南アジア全域を包括する「ASEAN10」が実現しました。

ASEANの目的

- 1.域内における経済成長、社会・文化的発展の促進
- 2.域内における政治・経済的安定の確保
- 3.域内諸問題に関する協力

AEC(ASEAN経済共同体)概要

AECとはASEAN Economic Communityの略で、単一市場・生産拠点、競争力のある経済圏、均整のとれた経済発展、世界経済への統合に体现されるものと定義され、2015年末に発足しました。

具体的にはASEAN域内の「ヒト」、「モノ」、「サービス」を自由化させるため、域内関税の削減や短期滞在ビザの撤廃、熟練労働者の移動自由化や小売り等への出資規制緩和等により、高度な経済統合が段階的に進展していくことで、ASEAN全体のさらなる成長が期待されています。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

● 株式と債券の組入比率は、市場環境、資金動向に応じて機動的に変更します。

株式については、インドシナ地域株式マザーファンドを通じて主としてベトナムの証券取引所に上場・登録等されている銘柄に投資します。ただし、事業展開や投資活動がベトナムを中心に行われている企業（以下「ベトナム関連企業」といいます。）であれば、他の株式市場に上場している銘柄にも投資を行います。また、インドシナ地域の株式に連動する証書、債券等にも投資を行います。

基本的な資産配分比率のイメージ



マザーファンドの組入比率は、投資環境等により、運用者の判断で機動的に変更されますが、基本的に上記の組入比率を目安として運用を行います。※各マザーファンド内における、株式・債券への組入比率は、市場環境、資金動向に応じて機動的に変更します。

- ベトナム株式市場への投資は、ベトナム株式に連動する証書、債券等を通じて行う場合もあります。
- ASEAN地域の債券への投資は、ASEAN地域債券マザーファンドを通じて主として各国の自国通貨建および米ドル、ユーロなど外貨建の国債、地方債、国営企業債、社債等に投資します。
- 株式の実質組入比率は70%未満とします。

● マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部を日興アセットマネジメント アジア リミテッド*に委託します。

ファンドの実質的運用を行うインドシナ地域株式マザーファンドおよびASEAN地域債券マザーファンドにおける株式・債券等の運用は日興アセットマネジメント アジア リミテッド（所在地：シンガポール、以下「日興アセット（アジア）」といいます。）が行います。

* 商号につきましては、2025年9月1日よりアモーヴァ・アセットマネジメント アジア リミテッドに変更される予定です。（以下同じ。）

● 運用方法

《株式》 個別企業のボトムアップ調査を中心に、トップダウンによるセクター判断等を加味して運用

《債券》 ファンダメンタルズ分析に基づく、カントリ・アロケーション（国別投資配分）やデュレーション・マネジメント*を重視した運用

※運用委託先は変更される場合があります。

*デュレーション・マネジメントとは、金利の変動を的確に予想し、公社債の値上がり益獲得を目指す運用手法です。

● 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いませんので、為替変動の影響を受けます。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

④信託金限度額

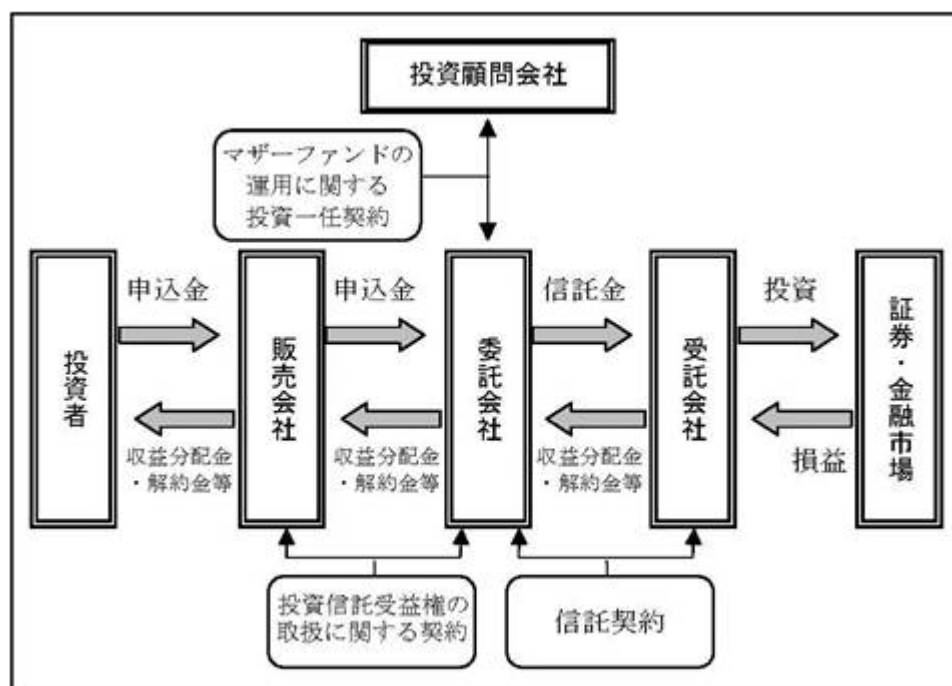
信託金の限度額は220億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

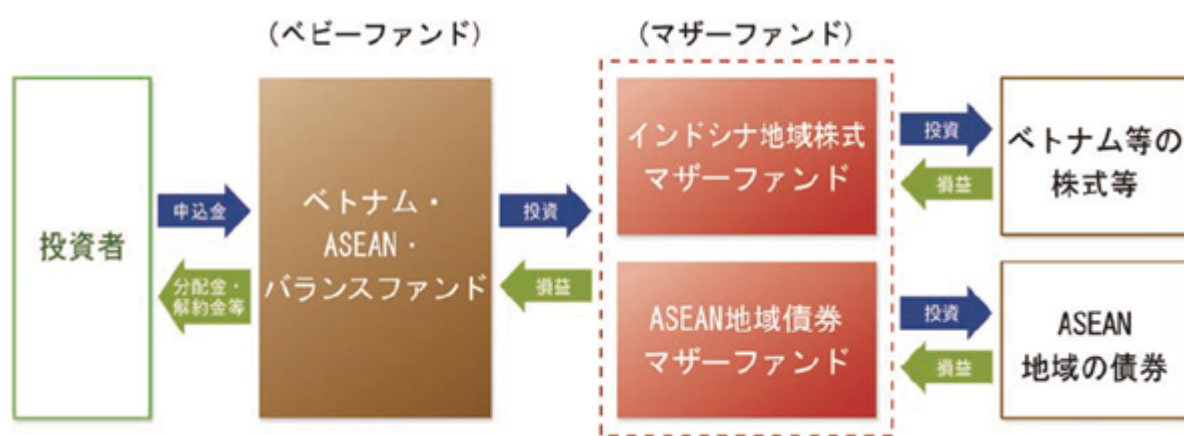
2007年8月28日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み



ファンドは、インドシナ地域株式マザーファンドおよびASEAN地域債券マザーファンドを親投資信託(マザーファンド)としたファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資者からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



②委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割

（委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。）

a. 委託会社

T & Dアセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託約款の届出
- (2) 信託財産の運用指図
- (3) 信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）
- (4) 目論見書および運用報告書の作成等

b. 受託会社

三井住友信託銀行株式会社

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

受託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託財産の保管・管理・計算
- (2) 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

c. 販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱に関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

- (1) 受益権の募集・販売の取扱い
- (2) 受益権の換金（解約）申込の取扱い
- (3) 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- (4) 目論見書、運用報告書の交付等

d. 投資顧問会社

日興アセットマネジメント アジア リミテッド

（所在地：シンガポール、以下「日興アセット（アジア）」ということがあります。）

投資顧問会社は、委託会社との間に締結した「投資一任契約」に基づき、委託会社よりマザーファンドの運用の指図に関する権限の一部の委託を受け、ベトナムを含むインドシナ地域の株式およびASEAN地域の債券に関する運用の指図を行います。

なお、投資顧問会社は変更される場合があります。

③委託会社の概況

a. 資本金

2025年3月末日現在 11億円

b. 会社の沿革

1980年12月19日 第一投信株式会社設立
同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得

1997年12月 1日 社名を長期信用投信株式会社に変更

1999年 2月25日 大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る

1999年 4月 1日 社名を大同ライフ投信株式会社に変更

2002年 1月24日 投資顧問業者の登録

2002年 6月11日 投資一任契約にかかる業務の認可

2002年 7月 1日 ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、
ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更

2006年 8月28日 社名をT & Dアセットマネジメント株式会社に変更

2007年 3月30日 株式会社T & Dホールディングスの直接子会社となる

2007年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、
投資助言・代理業、投資運用業の登録

c. 大株主の状況

2025年3月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T & Dホールディングス	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	1,082,500株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

＜基本方針＞

この信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

＜投資対象＞

インドシナ地域株式マザーファンドおよびASEAN地域債券マザーファンド（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）の各受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することがあります。

＜投資態度＞

- ①インドシナ地域株式マザーファンドおよびASEAN地域債券マザーファンドに投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- ②各マザーファンドの受益証券の組入比率は、市況環境、資金動向に応じて機動的に変更します。
- ③実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ④投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更等）が発生した場合や、資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。
- ⑤投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合もあります。

（２）【投資対象】

- ①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

- （１）有価証券
- （２）デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
- （３）金銭債権
- （４）約束手形

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

- （１）為替手形

- ②委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドおよび次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- （１）株券
- （２）国債証券
- （３）地方債証券
- （４）特別の法律により法人の発行する債券
- （５）社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- （６）資産の流動化にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- （７）投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- （８）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- （９）協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- （１０）資産の流動化にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- （１１）資産の流動化にかかる特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
- （１２）コマーシャル・ペーパー
- （１３）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券

- (14) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、（1）から（13）の証券または証書の性質を有するもの
- (15) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- (16) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- (17) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- (18) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
- (19) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- (20) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (21) 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- (22) 外国の者に対する権利で（21）の有価証券の性質を有するもの

なお、（1）の証券および（14）ならびに（19）の証券または証書のうち（1）の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、（2）から（7）までの証券および（14）ならびに（19）の証券または証書のうち（2）から（7）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、（15）および（16）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

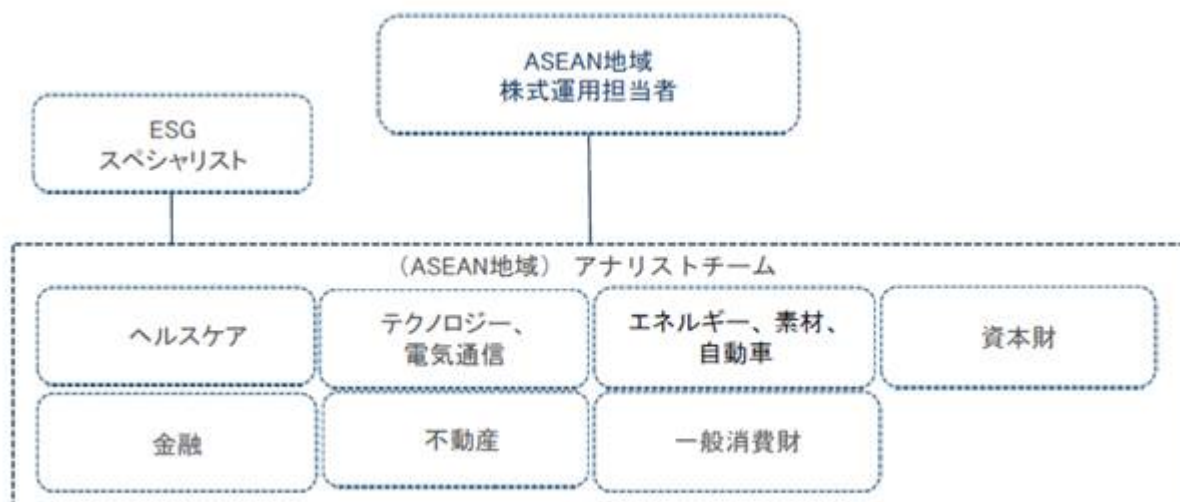
- ③委託会社は、信託金を②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で（5）の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

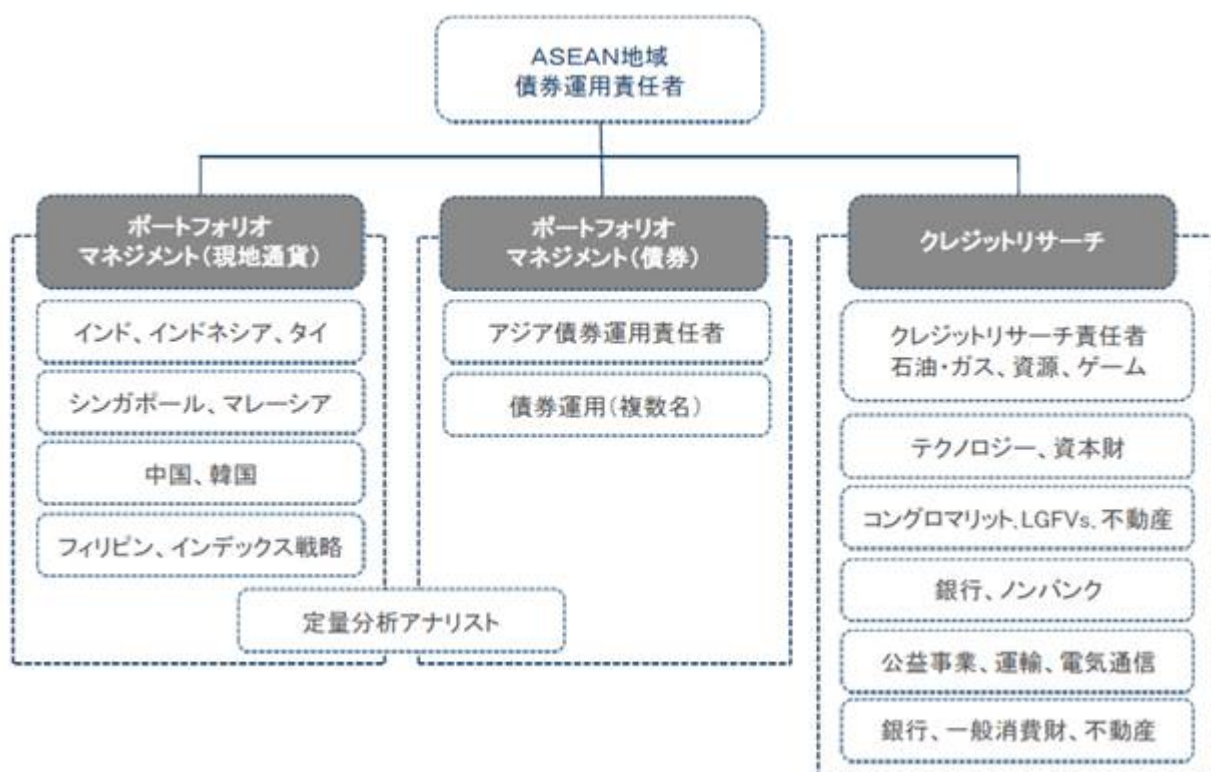
投資顧問会社の運用体制は以下の通りです。

＜インドシナ地域株式マザーファンド＞



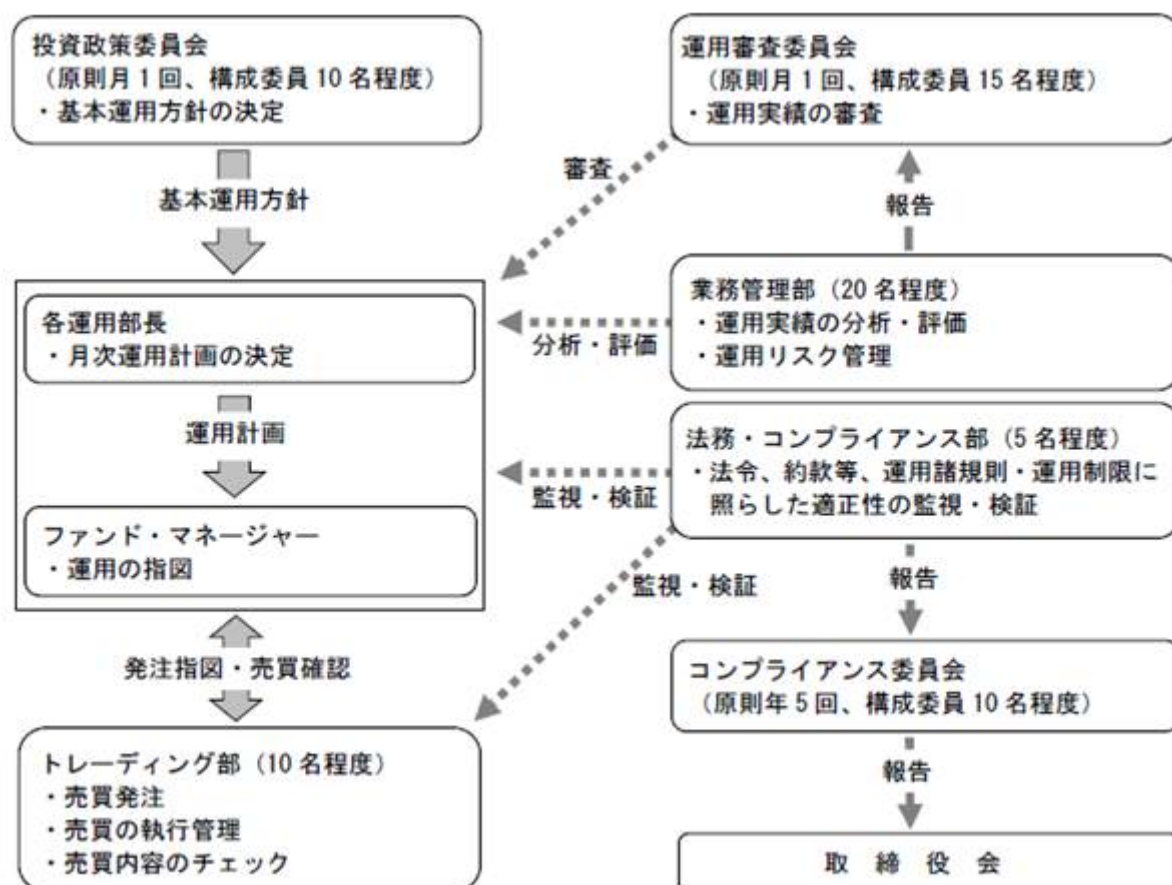
上記の運用体制は2024年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜ASEAN地域債券マザーファンド＞



上記の運用体制は2024年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

委託会社の運用体制は以下の通りです。



個別ファンドの運用計画については、ファンド・マネージャーが組入比率等の計画を立案し、各運用部長の承認を経て実施されます。

受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受取っています。

委託会社の運用体制等は2025年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年1回、決算時（原則として8月28日。ただし該当日が休日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- ①分配対象額は、配当等収益および売買益等の全額から諸経費を控除した額とします。
- ②分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- ③収益分配にあてず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。
- ④分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に購入された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。

自動継続投資コースをお申込みの場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※将来の分配金の支払およびその金額について示唆・保証するものではありません。

※配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、みなし配当等収益との合計額から諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※みなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（５）【投資制限】

①ファンドの信託約款に基づく投資制限

a. 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

b. (1) 委託会社は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。

- (2) 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- c. (1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- d. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- e. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- f. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。
- g. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (2) (1)の信用取引の指図は、次の1から6に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1から6に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権を表示する証券もしくは証書により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

- h. (1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の証券取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。
- (2) 委託会社は、信託財産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の証券取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- (3) 委託会社は、信託財産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の証券取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- i. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1および2の範囲で貸付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2) (1) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- j. 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- k. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- l. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (2) 換金申込に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

（3）収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（4）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

- m. デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

※b、d、eおよびkにおける信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

②投資信託及び投資法人に関する法律および関係法令に基づく投資制限

- a. 委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- b. 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

（参考）マザーファンドの概要**（１）投資方針****インドシナ地域株式マザーファンド****＜基本方針＞**

この信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

＜投資対象＞

主としてベトナムの証券取引所に上場・登録等されている銘柄に投資します。将来的にはカンボジア、ラオス、ミャンマーの株式に投資を行う可能性があります。

株式については、主としてベトナムの証券取引所の上場銘柄に投資します。ただし、ベトナム関連企業であれば、他の株式市場に上場している銘柄にも投資を行います。また、インドシナ地域の株式に連動する証書、債券等にも投資を行います。なお、設定当初の投資はインドシナ地域の株式に連動する証書、債券等を通じて行います。

＜投資態度＞

- ①主としてベトナムの証券取引所の上場銘柄に投資することにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- ②株式の銘柄選択に当たっては、中長期的な観点から潜在的な成長が期待できる企業の発行する株式および相対的に割安な株式に投資します。
- ③外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いません。
- ④運用にあたっては、日興アセットマネジメント アジア リミテッドに運用の指図に関する権限の一部を委託します。
- ⑤投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更等）が発生した場合や、資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。
- ⑥投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

ASEAN地域債券マザーファンド

<基本方針>

この信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

<投資対象>

主としてASEAN地域（東南アジア諸国連合の加盟国）の各国が発行する現地通貨建ておよび米ドル、ユーロ等外貨建ての国債、地方債、国営企業債、社債等を投資対象とし、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

<投資態度>

- ①債券への投資にあたっては、原則として次の範囲内で行います。
 - ・投資適格債への投資割合には制限を設けません。
 - ・BB格、B格に相当する債券への投資割合は、純資産総額の50%以下とします。
 - ・CCC格以下に相当する債券への投資は行いません。なお、取得後の格下げ等によりCCC格以下に相当する格付が付与された場合、および格付の取り下げがあった場合には売却を行います。ただし、売却時期については市況動向、投資環境等により委託者が判断します。
- ②外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いません。
- ③運用にあたっては、日興アセットマネジメント アジア リミテッドに運用の指図に関する権限の一部を委託します。
- ④投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更等）が発生した場合や、資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。
- ⑤投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

（２）投資対象

各マザーファンド共通です。

①投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産

- （１）有価証券
- （２）デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りま。
- （３）金銭債権
- （４）約束手形

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

- （１）為替手形

②委託会社（約款に規定する委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- （１）株券
- （２）国債証券
- （３）地方債証券
- （４）特別の法律により法人の発行する債券
- （５）社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- （６）資産の流動化にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- （７）投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- （８）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- （９）協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- （１０）資産の流動化にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- （１１）資産の流動化にかかる特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
- （１２）コマーシャル・ペーパー
- （１３）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
- （１４）外国または外国の者の発行する証券または証書で、（１）から（１３）の証券または証書の性質を有するもの
- （１５）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- （１６）投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- （１７）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

(18) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りま。

(19) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

(20) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

(21) 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

(22) 外国の者に対する権利で（21）の有価証券の性質を有するもの

なお、（1）の証券および（14）ならびに（19）の証券または証書のうち（1）の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、（2）から（7）までの証券および（14）ならびに（19）の証券または証書のうち（2）から（7）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、（15）および（16）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

(1) 預金

(2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

(3) コール・ローン

(4) 手形割引市場において売買される手形

(5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

(6) 外国の者に対する権利で（5）の権利の性質を有するもの

（３）投資制限

インドシナ地域株式マザーファンド

- ①株式への投資割合には制限を設けません。
- ②同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の15%以下とします。
- ③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

ASEAN地域債券マザーファンド

- ①株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%未満とします。
- ②投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

以下は各マザーファンド共通です。

- ①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ②a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
b. 上記aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- ③委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。
- ⑤a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
b. 上記aの信用取引の指図は、次の（１）から（６）に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の（１）から（６）に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - （１）信託財産に属する株券および新株引受権を表示する証券もしくは証書により取得する株券
 - （２）株式分割により取得する株券
 - （３）有償増資により取得する株券
 - （４）売り出しにより取得する株券
 - （５）信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券

（6）信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（（5）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

- ⑥ a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の証券取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。
- b. 委託会社は、信託財産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の証券取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の証券取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ⑦ a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の（1）および（2）の範囲で貸付けることの指図をすることができます。
- （1）株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- （2）公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記 a に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- ⑧ 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ⑨ デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

3【投資リスク】

（１）基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による利益および損失は全て投資者に帰属します。

したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

①株価変動リスク

株式の価格は、発行企業の業績や財務状況、市場・経済の状況等を反映して変動します。特に企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株価が大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

②債券価格変動リスク

債券（公社債）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には債券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。また、信用格付がBB格以下の投機的格付債の場合は、一般に投資適格債に比べて債務不履行（デフォルト）リスクが高く、投資資金が回収できなくなることがあります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

③為替変動リスク

外貨建資産は通貨の価格変動によって評価額が変動します。一般に外貨建資産の評価額は、円高になれば下落します。外貨建資産の評価額が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。

④カントリーリスク

投資対象国・地域の政治経済情勢に混乱が生じた場合や新たな通貨規制・資本規制が設けられた場合は、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

⑤信用リスク

有価証券の発行者、または金融商品の運用先に債務不履行等が発生または懸念される場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値がなくなることがあります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

⑥流動性リスク

市場規模や取引量が小さい場合や、市場の混乱等のために、市場における取引の不成立や通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

※基準価額の変動要因（リスク）は、上記に限定されるものではありません。

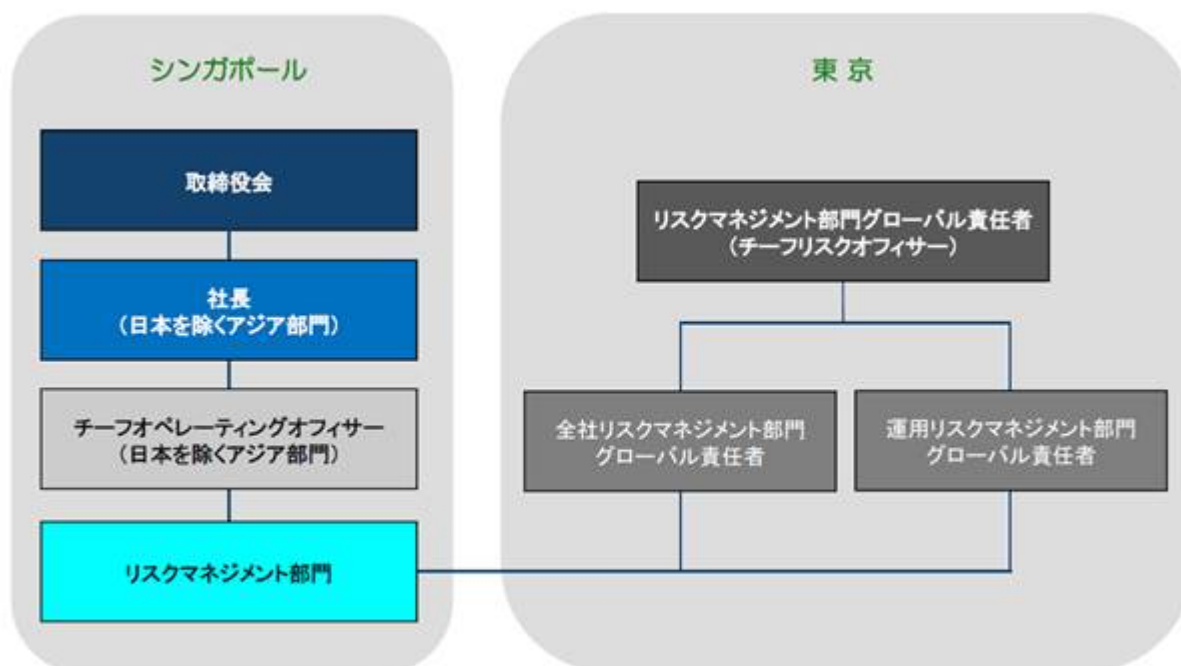
（２）その他の留意点

- ①ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ②分配金に関する留意点
 - ・分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払後の純資産は分配金相当額が減少し、基準価額が値下がりする要因となります。
 - ・分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ③大量の解約・換金申込を受け付け短期間で解約資金を準備する必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が変動する要因となります。また、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ④ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- ⑤マザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該ベビーファンドの購入・換金等による資金変動に伴い、マザーファンドにおいても売買が生じ、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

（３）リスクの管理体制

投資顧問会社のリスクの管理体制は、以下の通りです。

委託会社は、運用委託先の運用体制や運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等の適切性についてモニタリングを行います。また、ファンドのパフォーマンス評価・分析および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。



投資顧問会社のリスクの管理体制は2024年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。

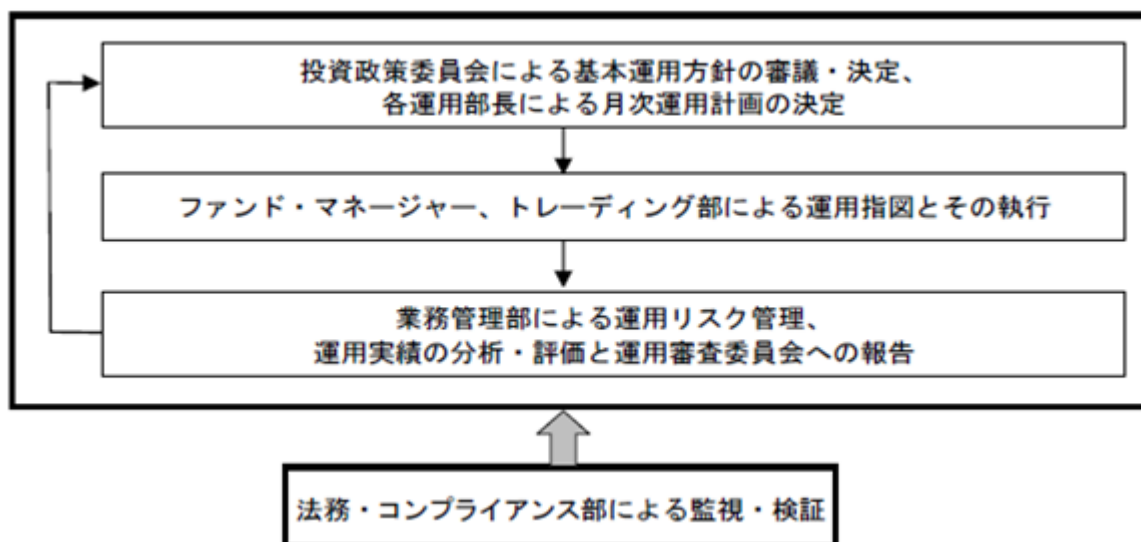
また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス分析・評価および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

なお、流動性リスク管理について社内規程を制定し、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、定期的にリスク管理委員会および取締役会への報告を行います。

委託会社のリスクの管理体制は以下の通りです。

委託会社は、社内規程において投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

- ・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス分析・評価等を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
- ・法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則・運用制限に照らした適正性の監視・検証を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。



委託会社のリスクの管理体制は2025年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>

代表的な資産クラスとの騰落率の比較

<ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移>



(注)ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



※左のグラフの分配金再投資基準価額は、2020年4月末の基準価額を起点として指数化したものです。

※右のグラフは、2020年4月から2025年3月の5年間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※右のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記の騰落率は2025年3月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

○各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株・・・MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI 国債
- 先進国債・・・FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

※詳細は「指数に関して」をご参照ください。

●指数に関して

○「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、株式会社JPX総研が算出する株価指数で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIX に関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研に帰属します。

MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI コクサイ・インデックスは MSCI が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを捉える指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は MSCI に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI が開発した新興国の株式市場の動きを捉える株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は MSCI に帰属します。

NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社が公表している指数で、日本で発行されている公募利付国債の市場全体を表す投資収益指数です。その知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社は、対象インデックスを用いて行われる T & D アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLC は、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイドは、JP モルガン社が算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権は JP モルガン社に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

3.3%（税抜3.0%）を上限として、販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。

なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

申込手数料は、ファンドの商品説明、販売にかかる事務費用等の対価です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。ただし、換金の際には、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額^{*}としてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.98%（税抜1.8%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分については、以下の通りとします。

[信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率]

（年率・税抜）

支払先	信託報酬率	対価の内容
委託会社	1.07%	委託した資金の運用等の対価
販売会社	0.65%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	0.08%	運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

※委託会社の受ける信託報酬には、投資顧問会社に支払う投資顧問料を含みます。

上記の信託報酬の総額は日々費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

②信託財産の財務諸表にかかる監査費用（税込）は、信託財産中から支弁します。

③証券取引に伴う手数料、組入資産の保管に要する費用等は、信託財産中から支弁します。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記の手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※マザーファンドには信託報酬および監査費用はありません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は、税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（N I S A）の適用対象となります。ファンドについては、N I S Aの適用対象ではありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

①個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

換金時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、換金時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率により源泉徴収が行われます（地方税の源泉徴収はありません。）。

◆個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の個別元本にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合は販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店毎に、一般コースと自動継続コースの両コースで購入する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◆収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税金の取扱いについては、2025年3月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<参考情報> ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率（①+②）	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
2.55%	1.97%	0.58%

※対象期間は2023年8月29日～2024年8月28日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】**（１）【投資状況】**

資産の種類別、地域別の投資状況

（2025年3月31日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,048	93.86
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	134	6.14
合計（純資産総額）	—	2,182	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【投資資産】**①【投資有価証券の主要銘柄】**

イ．評価額上位銘柄（全銘柄）

（2025年3月31日現在）

	国名	種 類	銘 柄 名	数 量 (口)	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	インドシナ地域株式 マザーファンド	326,923,267	4.0130 1,311,943,071	3.7567 1,228,152,637	56.28
2	日本	親投資信託 受益証券	A S E A N地域債券 マザーファンド	427,881,308	1.8532 792,949,640	1.9165 820,034,526	37.58

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別比率

（2025年3月31日現在）

種類	投 資 比 率（％）
親投資信託受益証券	93.86
合計	93.86

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

2025年3月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第8期 計算期間 (2015年8月28日現在)	2,547	2,559	1.0473	1.0523
第9期 計算期間 (2016年8月29日現在)	1,706	1,722	1.0390	1.0490
第10期 計算期間 (2017年8月28日現在)	1,794	1,901	1.0957	1.1607
第11期 計算期間 (2018年8月28日現在)	2,076	2,176	1.1487	1.2037
第12期 計算期間 (2019年8月28日現在)	1,804	1,862	1.0889	1.1239
第13期 計算期間 (2020年8月28日現在)	1,696	1,713	1.0361	1.0461
第14期 計算期間 (2021年8月30日現在)	1,780	1,834	1.3311	1.3711
第15期 計算期間 (2022年8月29日現在)	2,229	2,296	1.6439	1.6939
第16期 計算期間 (2023年8月28日現在)	2,387	2,461	1.6162	1.6662
2024年3月末日	2,532	—	1.7599	—
2024年4月末日	2,478	—	1.7337	—
2024年5月末日	2,524	—	1.7801	—
2024年6月末日	2,599	—	1.8269	—
2024年7月末日	2,508	—	1.7382	—
第17期 計算期間 (2024年8月28日現在)	2,522	2,597	1.6837	1.7337
2024年8月末日	2,553	—	1.6861	—
2024年9月末日	2,518	—	1.6962	—
2024年10月末日	2,513	—	1.7131	—
2024年11月末日	2,395	—	1.6616	—
2024年12月末日	2,491	—	1.7483	—
2025年1月末日	2,392	—	1.7179	—
2025年2月末日	2,262	—	1.6433	—
2025年3月末日	2,182	—	1.6236	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第8期 計算期間（2015年8月28日）	0.0050
第9期 計算期間（2016年8月29日）	0.0100
第10期 計算期間（2017年8月28日）	0.0650
第11期 計算期間（2018年8月28日）	0.0550
第12期 計算期間（2019年8月28日）	0.0350
第13期 計算期間（2020年8月28日）	0.0100
第14期 計算期間（2021年8月30日）	0.0400
第15期 計算期間（2022年8月29日）	0.0500
第16期 計算期間（2023年8月28日）	0.0500
第17期 計算期間（2024年8月28日）	0.0500

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第8期 計算期間（2014年8月29日 ～ 2015年8月28日）	△0.71
第9期 計算期間（2015年8月29日 ～ 2016年8月29日）	0.16
第10期 計算期間（2016年8月30日 ～ 2017年8月28日）	11.71
第11期 計算期間（2017年8月29日 ～ 2018年8月28日）	9.86
第12期 計算期間（2018年8月29日 ～ 2019年8月28日）	△2.16
第13期 計算期間（2019年8月29日 ～ 2020年8月28日）	△3.93
第14期 計算期間（2020年8月29日 ～ 2021年8月30日）	32.33
第15期 計算期間（2021年8月31日 ～ 2022年8月29日）	27.26
第16期 計算期間（2022年8月30日 ～ 2023年8月28日）	1.36
第17期 計算期間（2023年8月29日 ～ 2024年8月28日）	7.27
第18期 計算期間中（2024年8月29日 ～ 2025年3月31日）	△3.57

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第18期計算期間中については2025年3月31日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第8期 計算期間（2014年8月29日 ～ 2015年8月28日）	1,655,661,118	1,148,618,742
第9期 計算期間（2015年8月29日 ～ 2016年8月29日）	267,018,153	1,057,139,589
第10期 計算期間（2016年8月30日 ～ 2017年8月28日）	731,649,327	736,011,293
第11期 計算期間（2017年8月29日 ～ 2018年8月28日）	1,634,156,428	1,463,996,885
第12期 計算期間（2018年8月29日 ～ 2019年8月28日）	320,678,802	471,276,108
第13期 計算期間（2019年8月29日 ～ 2020年8月28日）	414,117,761	434,061,511
第14期 計算期間（2020年8月29日 ～ 2021年8月30日）	219,688,594	519,470,057
第15期 計算期間（2021年8月31日 ～ 2022年8月29日）	399,827,305	381,424,692
第16期 計算期間（2022年8月30日 ～ 2023年8月28日）	405,426,980	284,052,800
第17期 計算期間（2023年8月29日 ～ 2024年8月28日）	380,606,447	359,626,721
第18期 計算期間中（2024年8月29日 ～ 2025年3月31日）	86,938,862	240,953,941

(注) 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

(参考) マザーファンドの状況

インドシナ地域株式マザーファンド

(1) 投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

(2025年3月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（%）
株式	ベトナム	1,681	91.24
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	162	8.76
合計（純資産総額）	—	1,843	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄（30銘柄）

(2025年3月31日現在)

	国名	種類	通貨	業 種	銘 柄 名	数量 (株)	簿価単価 (現地通貨) 簿価金額 (円)	時価単価 (現地通貨) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ベトナム	株式	ドン	銀行	JSC BANK FOR FOREIGN TRADE	451,691	61,204.12 161,531,794	64,800.00 171,022,136	9.28
2	ベトナム	株式	ドン	ソフトウェア・サービス	FPT CORP	176,150	132,500.00 136,374,889	124,000.00 127,626,311	6.93
3	ベトナム	株式	ドン	耐久消費財・アパレル	PHU NHUAN JEWELRY JSC	237,000	103,000.00 142,633,473	82,000.00 113,552,862	6.16
4	ベトナム	株式	ドン	一般消費財・サービス 流通・小売り	MOBILE WORLD INVESTMENT CORP	271,616	69,610.02 110,474,741	59,800.00 94,905,726	5.15
5	ベトナム	株式	ドン	不動産管理・開発	NAM LONG INVESTMENT CORP	452,349	40,612.84 107,342,810	33,950.00 89,732,403	4.87
6	ベトナム	株式	ドン	不動産管理・開発	KHANG DIEN HOUSE TRADING AND	464,273	34,060.85 92,398,473	32,550.00 88,299,919	4.79
7	ベトナム	株式	ドン	金融サービス	SSI SECURITIES CORP	571,749	26,711.86 89,237,113	26,350.00 88,028,219	4.78
8	ベトナム	株式	ドン	運輸	GEMADEPT CORP	257,333	67,475.04 101,455,263	58,000.00 87,208,609	4.73

9	ベトナム	株式	ドン	エネルギー	PETROVIETNAM TECHNICAL SERVI	434,222	40,200.00 101,993,797	31,900.00 80,935,376	4.39
10	ベトナム	株式	ドン	不動産管理・開発	VINHOMES JSC	265,762	41,906.35 65,074,167	51,200.00 79,505,785	4.31
11	ベトナム	株式	ドン	資本財	PCI GROUP JSC	556,603	25,217.41 82,012,856	23,000.00 74,801,320	4.06
12	ベトナム	株式	ドン	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	DIGIWORLD CORP	328,458	46,769.23 89,758,576	38,000.00 72,928,843	3.96
13	ベトナム	株式	ドン	一般消費財・サービス 流通・小売り	FPT DIGITAL RETAIL JSC	72,681	179,200.00 76,101,774	169,000.00 71,770,089	3.89
14	ベトナム	株式	ドン	不動産管理・開発	VINCOM RETAIL JSC	585,985	20,050.00 68,649,402	19,500.00 66,766,251	3.62
15	ベトナム	株式	ドン	食品・飲料・タバコ	VINH HOAN CORP	165,304	73,500.00 70,991,538	62,000.00 59,884,018	3.25
16	ベトナム	株式	ドン	食品・飲料・タバコ	MASAN GROUP CORP	142,486	73,432.10 61,135,586	68,500.00 57,029,380	3.09
17	ベトナム	株式	ドン	銀行	VIETNAM TECHNOLOGICAL & COMM	351,800	27,859.21 57,266,488	27,550.00 56,630,881	3.07
18	ベトナム	株式	ドン	不動産管理・開発	KINH BAC CITY DEVELOPMENT SH	313,720	26,750.00 49,034,514	29,900.00 54,808,672	2.97
19	ベトナム	株式	ドン	食品・飲料・タバコ	SAIGON BEER ALCOHOL BEVERAGE	185,320	57,110.39 61,840,552	49,300.00 53,383,260	2.90
20	ベトナム	株式	ドン	資本財	IDICO CORP JSC	124,500	61,000.00 44,374,663	53,500.00 38,918,762	2.11
21	ベトナム	株式	ドン	食品・飲料・タバコ	VIETNAM DAIRY PRODUCTS JSC	89,648	73,500.00 38,500,274	60,300.00 31,585,939	1.71
22	ベトナム	株式	ドン	不動産管理・開発	VINGROUP JSC	65,287	45,100.00 17,204,384	58,000.00 22,125,372	1.20
23	ベトナム	株式	ドン	エネルギー	PETROVIETNAM TRANSPORTATION	62	28,750.00 10,415	25,150.00 9,110	0.00
24	ベトナム	株式	ドン	資本財	COTECCONS CONSTRUCTION JSC	4	64,200.00 1,500	84,600.00 1,977	0.00
25	ベトナム	株式	ドン	エネルギー	PETROVIETNAM DRILLING AND WE	11	27,400.00 1,761	22,500.00 1,446	0.00
26	ベトナム	株式	ドン	耐久消費財・アパレル	CENTURY SYNTHETIC FIBER CORP	8	26,100.00 1,220	25,750.00 1,203	0.00
27	ベトナム	株式	ドン	素材	HOA SEN GROUP	7	20,800.00 850	17,400.00 711	0.00
28	ベトナム	株式	ドン	運輸	NOIBAI CARGO TERMINAL SER JS	1	101,500.00 593	114,300.00 667	0.00
29	ベトナム	株式	ドン	食品・飲料・タバコ	KIDO GROUP CORPORATION	2	55,300.00 646	56,000.00 654	0.00
30	ベトナム	株式	ドン	自動車・自動車部品	TMT AUTOMOBILE JSC	7	7,590.00 310	13,450.00 550	0.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別及び業種別比率

(2025年3月31日現在)

種類	業 種	投 資 比 率 (%)
株式	不動産管理・開発	21.77
株式	銀行	12.35
株式	食品・飲料・タバコ	10.96
株式	一般消費財・サービス流通・小売り	9.04
株式	ソフトウェア・サービス	6.93
株式	資本財	6.17
株式	耐久消費財・アパレル	6.16
株式	金融サービス	4.78
株式	運輸	4.73
株式	エネルギー	4.39
株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.96
株式	素材	0.00
株式	自動車・自動車部品	0.00
合計		91.24

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

A S E A N地域債券マザーファンド

(1) 投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

(2025年3月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（%）
国債証券	フィリピン	197	24.02
	インドネシア	193	23.53
	マレーシア	163	19.90
	タイ	126	15.41
	シンガポール	99	12.08
	小計	779	94.95
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	41	5.05
合計（純資産総額）	—	820	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

（２）投資資産**①投資有価証券の主要銘柄****イ．評価額上位銘柄（全銘柄）**

（2025年3月31日現在）

	国名	通貨	種類	銘柄名	券面総額 (現地通貨)	簿価単価 (現地通貨) 簿価金額 (円)	時価単価 (現地通貨) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)	クー ポン (%)	償還日
1	インド ネシア	ルピア	国債 証券	INDONESIA GOV'T	13,500,000,000	99.72 122,510,934	99.00 121,623,957	14.83	6.38	2028.8.15
2	シンガ ポール	シンガポ ールドル	国債 証券	SINGAPORE GOV'T	700,000	99.55 77,684,838	100.05 78,075,018	9.52	2.63	2032.8.1
3	フィリ ピン	フィリピ ンペソ	国債 証券	PHILIPPINE GOV'T	29,000,000	100.52 75,955,176	101.06 76,362,350	9.31	6.13	2028.8.22
4	マレー シア	リンギッ ト	国債 証券	MALAYSIA GOVT	2,200,000	100.38 74,421,601	100.60 74,581,588	9.10	3.84	2033.4.15
5	フィリ ピン	フィリピ ンペソ	国債 証券	PHILIPPINE GOV'T	27,000,000	101.03 71,076,446	101.63 71,493,970	8.72	6.25	2029.2.28
6	マレー シア	リンギッ ト	国債 証券	MALAYSIA GOVT	1,700,000	98.81 56,606,946	99.16 56,809,030	6.93	3.58	2032.7.15
7	タイ	バーツ	国債 証券	THAILAND GOVT	12,000,000	97.26 51,469,992	100.45 53,163,114	6.48	2.00	2031.12.17
8	インド ネシア	ルピア	国債 証券	INDONESIA GOV'T	4,800,000,000	99.44 43,437,849	97.65 42,655,704	5.20	6.50	2031.2.15
9	フィリ ピン	フィリピ ンペソ	国債 証券	PHILIPPINE GOV'T	13,000,000	101.60 34,415,124	102.31 34,654,759	4.23	6.38	2030.7.27
10	マレー シア	リンギッ ト	国債 証券	MALAYSIA GOVT	1,000,000	93.69 31,573,752	94.35 31,793,946	3.88	2.63	2031.4.15
11	タイ	バーツ	国債 証券	THAILAND GOVT	7,000,000	96.80 29,884,662	98.38 30,370,285	3.70	1.00	2027.6.17
12	インド ネシア	ルピア	国債 証券	INDONESIA GOV'T	3,000,000,000	106.84 29,168,139	105.14 28,704,858	3.50	8.25	2029.5.15
13	タイ	バーツ	国債 証券	THAILAND GOVT	5,000,000	101.59 22,401,446	102.77 22,661,303	2.76	2.65	2028.6.17
14	シンガ ポール	シンガポ ールドル	国債 証券	SINGAPORE GOV'T	200,000	92.29 20,576,978	94.22 21,007,291	2.56	1.63	2031.7.1
15	タイ	バーツ	国債 証券	THAILAND GOVT	3,000,000	99.87 13,212,801	100.67 13,319,081	1.62	2.13	2026.12.17
16	フィリ ピン	フィリピ ンペソ	国債 証券	PHILIPPINE GOV'T	3,000,000	103.92 8,123,324	103.05 8,054,623	0.98	6.63	2033.8.17
17	タイ	バーツ	国債 証券	THAILAND GOVT	1,500,000	102.89 6,806,420	103.26 6,830,951	0.83	2.41	2035.3.17
18	フィリ ピン	フィリピ ンペソ	国債 証券	PHILIPPINE GOV'T	2,500,000	97.50 6,350,922	98.54 6,418,865	0.78	4.88	2027.3.4

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別比率

(2025年3月31日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	94.95
合計	94.95

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) 運用実績

(2025年3月31日現在)

基準価額・純資産の推移

2015年3月31日～2025年3月31日



分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2024年8月	500円
2023年8月	500円
2022年8月	500円
2021年8月	400円
2020年8月	100円
設定来累計	5,700円

主要な資産の状況

●組入上位銘柄

銘柄名(銘柄数 株式32)	資産	業種	比率
ベトナム外商银行	株式	銀行	5.2%
FPTコーポレーション	株式	ソフトウェア・サービス	3.9%
フォーニアン・ジュエリー	株式	耐久消費財・アパレル	3.5%
モバイル・ワールド・インベストメント	株式	一般消費財・サービス流通・小売り	2.9%
ナムロン・インベストメント	株式	不動産管理・開発	2.7%
銘柄名(銘柄数 18)	種類	国	比率
INDONESIA GOV'T 6.375% 2028/8/15	国債	インドネシア	5.6%
SINGAPORE GOV'T 2.625% 2032/8/1	国債	シンガポール	3.6%
PHILIPPINE GOV'T 6.125% 2028/8/22	国債	フィリピン	3.5%
MALAYSIA GOV'T 3.844% 2033/4/15	国債	マレーシア	3.4%
PHILIPPINE GOV'T 6.25% 2029/2/28	国債	フィリピン	3.3%

●投資比率

インドシナ地域株式マザーファンド	56.3%
ASEAN地域債券マザーファンド	37.6%
現金・預金等	6.1%
合計	100.0%

※比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100とはなりません。

※組入上位銘柄の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。

※業種はGICS(世界産業分類基準)によるものです。

世界産業分類基準(GICS®)は、S&PとMSCIによって作成され、同一社の独占的財産かつ商標です。MSCI、S&P、およびGICS分類の作成または編纂に関与したその他の当事者のいずれも、かかる基準または分類(またはそれを利用することで得られる結果)に関して、いかなる明示的または黙示的な保証または保証も行わず、かかる当事者はすべて、かかる基準または分類に関して、独自性、正確性、完全性、商品性または特定目的への適合性のすべての保証を本書により明示的に否認します。前述の内容に制限を加えることなく、いかなる場合でも、MSCI、S&P、その関連会社またはGICS分類の作成または編纂に関わるいかなる第三者も、いかなる直接的、間接的、特別、懲戒的、派生的、またはその他の損害(逸失利益を含む)について、たとえかかる損害の可能性について知らされていたとしても、責任を負いません。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※2025年は年初から3月末までの収益率を表示しています。

- ◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。
- ◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ①ファンドの受益権の購入申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとします。購入申込は、毎営業日に販売会社で受付けます。ただし、下記のいずれかに該当する日には、購入申込を受付けないものとします。申込不可日につきましては、販売会社にお問い合わせください。

＜申込不可日＞

シンガポール、ホーチミンおよびハノイの各証券取引所の休業日の前営業日

購入申込の受付は、原則として営業日の午後3時30分までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- ②申込方法には、一般コースと自動継続投資コースがあります。自動継続投資コースを選択された場合には、販売会社との間で「自動継続投資契約^{*}」を締結していただきます。

^{*}これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとします。

- ③受益権の購入価額（発行価格）は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。購入価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。
- ④ファンドの購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社（委託会社の指定する口座管理機関を含みます。）は、当該購入申込の代金の支払と引換えに、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- ⑤申込手数料につきましては、前述「第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」をご参照ください。
- ⑥購入申込者は申込代金を払込期日までにお申込の販売会社に支払うものとします。払込期日は販売会社により異なりますので、販売会社にお問い合わせください。
- ⑦金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更等）が発生した場合等）があるときは、購入申込の受付を中止することおよびすでに受付けた購入申込の受付を取消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

- ①受益者は、販売会社が定める単位をもって委託会社に換金申込を行うことができます。ただし、申込不可日のいずれかに該当する日には、換金申込を受付けないものとします。申込不可日につきましては、前述「1申込（販売）手続等」をご参照ください。

換金申込の受付は、原則として営業日の午後3時30分までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ②委託会社は、換金申込を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- ③ファンドの換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④換金価額（解約価額）は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額^{*}として控除した価額とします。

※「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

- ⑤換金申込をするときは、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付を中止することおよび既に受付けた換金申込の受付を取消することができます。なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（当該計算日が申込不可日であるときは、当該計算日以降の最初の換金申込を受付けることができる日とします。）に換金申込を受付けたものとして④の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として7営業日目から受益者に支払います。ただし、海外の休日、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払開始日が遅延する場合、および換金申込の中止および取消を行う場合があります。
- ⑧換金価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

①ファンドの主な投資対象

- ・マザーファンド：原則として基準価額計算日の基準価額で評価します。

②マザーファンドの主な投資対象

- ・株式：原則として、証券取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。
- ・公社債等：原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。
 - a. 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）
 - b. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 - c. 価格情報会社の提供する価額

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、基準価額は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

基準価額につきましては、下記においてもご照会いただけます。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <https://www.tdasset.co.jp/>

（2）【保管】

ありません。

（3）【信託期間】

ファンドの信託期間は、2027年8月30日までですが、後述「（5）その他 ①信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められる場合には、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することがあります。

（4）【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年8月29日から翌年8月28日までとします。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（５）【その他】**①信託の終了****a. ファンドの繰上償還**

- (1) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (2) 委託会社は、換金申込により、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- (3) 委託会社は、(1)、(2)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (4) (3)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (5) (4)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、(1)、(2)の信託契約の解約をしません。
- (6) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (7) (4)から(6)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(4)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

b. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

c. 委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、ファンドは、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「②信託約款の変更d」に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

d. 受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、aの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、aの信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前述の規定にしたがいます。

③関係法人との契約の更改等に関する手続き

- a. 委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。
- b. 委託会社が投資顧問会社と締結する「投資一任契約」の有効期間は、マザーファンドの信託終了日までですが、6ヵ月前までに相手方に対する書面による通知により、契約を解除することができます。また、一定の事由が生じた場合には、契約を解除する場合があります。

④公告

委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ（<https://www.tdasstet.co.jp/>）に掲載します。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤運用にかかる報告等開示方法

決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。

（１）収益分配金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において換金申込が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等にて行うものとしします。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

上記に関わらず自動継続投資コースを選択した受益者に対しては、分配金は税引後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（２）償還金の請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において換金申込が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払を開始します。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金申込を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。権利行使の方法等については、前述「２換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、第17期計算期間(2023年8月29日から2024年8月28日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】
【ベトナム・ASEAN・バランスファンド】
(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第16期 (2023年8月28日現在)	第17期 (2024年8月28日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	396,186	292,400
コール・ローン	267,585,453	288,536,359
親投資信託受益証券	2,237,902,313	2,354,271,608
未収利息	—	1,612
流動資産合計	2,505,883,952	2,643,101,979
資産合計	2,505,883,952	2,643,101,979
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	73,854,574	74,903,561
未払解約金	21,798,296	20,837,775
未払受託者報酬	1,010,271	1,103,508
未払委託者報酬	21,720,777	23,725,497
未払利息	544	—
その他未払費用	202,000	220,643
流動負債合計	118,586,462	120,790,984
負債合計	118,586,462	120,790,984
純資産の部		
元本等		
元本	1,477,091,495	1,498,071,221
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	910,205,995	1,024,239,774
（分配準備積立金）	452,326,645	430,188,053
元本等合計	2,387,297,490	2,522,310,995
純資産合計	2,387,297,490	2,522,310,995
負債純資産合計	2,505,883,952	2,643,101,979

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第16期 (自 2022年8月30日 至 2023年8月28日)	第17期 (自 2023年8月29日 至 2024年8月28日)
営業収益		
受取利息	652	73,249
有価証券売買等損益	97,437,209	215,569,295
営業収益合計	97,437,861	215,642,544
営業費用		
支払利息	111,765	62,945
受託者報酬	1,967,470	2,161,216
委託者報酬	42,300,468	46,466,172
その他費用	393,437	432,128
営業費用合計	44,773,140	49,122,461
営業利益	52,664,721	166,520,083
経常利益	52,664,721	166,520,083
当期純利益	52,664,721	166,520,083
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	△26,381,625	17,389,979
期首剰余金又は期首欠損金（△）	872,992,657	910,205,995
剰余金増加額又は欠損金減少額	206,327,855	259,888,115
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	206,327,855	259,888,115
剰余金減少額又は欠損金増加額	174,306,289	220,080,879
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	174,306,289	220,080,879
分配金	73,854,574	74,903,561
期末剰余金又は期末欠損金（△）	910,205,995	1,024,239,774

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

第16期 (2023年8月28日現在)	第17期 (2024年8月28日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 1,477,091,495口	1 計算期間の末日における受益権の総数 1,498,071,221口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6162円 (1万口当たり純資産額 16,162円)	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6837円 (1万口当たり純資産額 16,837円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

期 別 項 目	第16期 (自 2022年8月30日 至 2023年8月28日)	第17期 (自 2023年8月29日 至 2024年8月28日)
1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配当等収益(29,177,438円)、費用控除後有価証券売買等損益(49,868,908円)、収益調整金(457,879,350円)、及び分配準備積立金(447,134,873円)より、分配対象収益は984,060,569円(1万口当たり6,662円)であり、うち73,854,574円(1万口当たり500円)を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後配当等収益(39,204,048円)、費用控除後有価証券売買等損益(109,926,056円)、収益調整金(594,051,721円)、及び分配準備積立金(355,961,510円)より、分配対象収益は1,099,143,335円(1万口当たり7,337円)であり、うち74,903,561円(1万口当たり500円)を分配金額としております。
2 運用の外部委託費用	当ファンドの主要投資対象であるインドシナ地域株式マザーファンド及びASEAN地域債券マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 インドシナ地域株式マザーファンド 支払金額 8,570,944円 ASEAN地域債券マザーファンド 支払金額 5,108,406円	当ファンドの主要投資対象であるインドシナ地域株式マザーファンド及びASEAN地域債券マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 インドシナ地域株式マザーファンド 支払金額 9,414,553円 ASEAN地域債券マザーファンド 支払金額 5,621,410円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	第16期 （自 2022年8月30日 至 2023年8月28日）	第17期 （自 2023年8月29日 至 2024年8月28日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、管理を行っております。	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第16期 (2023年8月28日現在)	第17期 (2024年8月28日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第16期 (自 2022年8月30日 至 2023年8月28日)	第17期 (自 2023年8月29日 至 2024年8月28日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

期 別 項 目	第16期 (自 2022年8月30日 至 2023年8月28日)	第17期 (自 2023年8月29日 至 2024年8月28日)
期首元本額	1,355,717,315 円	1,477,091,495 円
期中追加設定元本額	405,426,980 円	380,606,447 円
期中一部解約元本額	284,052,800 円	359,626,721 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第16期（自 2022年8月30日 至 2023年8月28日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	98,127,018 円
合計	98,127,018 円

第17期（自 2023年8月29日 至 2024年8月28日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	201,759,991 円
合計	201,759,991 円

3 デリバティブ取引関係

第16期（自 2022年8月30日 至 2023年8月28日）

該当事項はありません。

第17期（自 2023年8月29日 至 2024年8月28日）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

①有価証券明細表

a. 株式

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

（2024年8月28日現在）

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	インドシナ地域株式マザーファンド	358,456,461	1,438,306,549	
	A S E A N地域債券マザーファンド	494,261,310	915,965,059	
合計		852,717,771	2,354,271,608	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考) マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「インドシナ地域株式マザーファンド」及び「ASEAN地域債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

インドシナ地域株式マザーファンド**(1) 貸借対照表**

(単位：円)

対象年月日	(2023年8月28日現在)	(2024年8月28日現在)
科 目	金額	金額
資産の部		
流動資産		
預金	157,964,762	121,924,055
コール・ローン	62,549,268	95,185,693
株式	1,878,625,892	1,912,093,859
未収入金	—	37,007,897
未収配当金	3,731,667	—
未収利息	—	531
流動資産合計	2,102,871,589	2,166,212,035
資産合計	2,102,871,589	2,166,212,035
負債の部		
流動負債		
未払利息	127	—
流動負債合計	127	—
負債合計	127	—
純資産の部		
元本等		
元本	589,243,573	539,868,622
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,513,627,889	1,626,343,413
元本等合計	2,102,871,462	2,166,212,035
純資産合計	2,102,871,462	2,166,212,035
負債純資産合計	2,102,871,589	2,166,212,035

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には、入金日基準で計上しております。 (2)有価証券売買等損益、為替差損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

(2023年8月28日現在)	(2024年8月28日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 589,243,573口	1 計算期間の末日における受益権の総数 539,868,622口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 3.5688円 (1万口当たり純資産額 35,688円)	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 4.0125円 (1万口当たり純資産額 40,125円)

(その他の注記)

1 元本の移動

項 目	対象年月日	(2023年8月28日現在)	(2024年8月28日現在)
期首元本額		557,142,194 円	589,243,573 円
期中追加設定元本額		118,638,796 円	54,366,325 円
期中一部解約元本額		86,537,417 円	103,741,276 円
期末元本額		589,243,573 円	539,868,622 円
元本の内訳*			
ベトナム・ASEAN・バランスファンド		396,647,874 円	358,456,461 円
T & D ベトナム株式ファンド		192,595,699 円	181,412,161 円
合計		589,243,573 円	539,868,622 円

*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

(自 2022年8月30日 至 2023年8月28日)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,878,625,892 円	5,770,722 円
合計	1,878,625,892 円	5,770,722 円

(自 2023年8月29日 至 2024年8月28日)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,912,093,859 円	266,339,846 円
合計	1,912,093,859 円	266,339,846 円

3 デリバティブ取引関係

(自 2022年8月30日 至 2023年8月28日)

該当事項はありません。

(自 2023年8月29日 至 2024年8月28日)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

a. 株式

(2024年8月28日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
ドン	GEMADEPT CORP	193,000	80,300.00	15,497,900,000.00	
	KIDO GROUP CORPORATION	2	55,300.00	110,600.00	
	VIETNAM DAIRY PRODUCTS JSC	89,648	73,500.00	6,589,128,000.00	
	PETROVIETNAM DRILLING AND WE	11	27,400.00	301,400.00	
	FPT CORP	248,350	132,500.00	32,906,375,000.00	
	SSI SECURITIES CORP	499,654	33,400.00	16,688,443,600.00	
	PETROVIETNAM TRANSPORTATION	62	28,750.00	1,782,500.00	
	VINGROUP JSC	65,287	45,100.00	2,944,443,700.00	
	VICEM HA TIEN CEMENT JSC	2	12,150.00	24,300.00	
	KINH BAC CITY DEVELOPMENT SH	313,720	26,750.00	8,392,010,000.00	
	VINH HOAN CORP	165,304	73,500.00	12,149,844,000.00	
	PETROVIETNAM TECHNICAL SERVI	491,522	40,200.00	19,759,184,400.00	
	HOA SEN GROUP	7	20,800.00	145,600.00	
	HAGL JSC	4	10,500.00	42,000.00	
	KHANG DIEN HOUSE TRADING AND	457,503	37,500.00	17,156,362,500.00	
	TMT AUTOMOBILE JSC	7	7,590.00	53,130.00	
	MASAN GROUP CORP	87,686	76,800.00	6,734,284,800.00	
	COTECCONS CONSTRUCTION JSC	4	64,200.00	256,800.00	
	JSC BANK FOR FOREIGN TRADE	325,435	91,500.00	29,777,302,500.00	
	PHU NHUAN JEWELRY JSC	237,000	103,000.00	24,411,000,000.00	
	NAM LONG INVESTMENT CORP	431,049	40,700.00	17,543,694,300.00	
	SAIGON BEER ALCOHOL BEVERAGE	153,520	57,000.00	8,750,640,000.00	
	FPT DIGITAL RETAIL JSC	98,981	179,200.00	17,737,395,200.00	
	IDICO CORP JSC	124,500	61,000.00	7,594,500,000.00	
	VINHOMES JSC	175,662	41,400.00	7,272,406,800.00	
	MOBILE WORLD INVESTMENT CORP	419,516	69,800.00	29,282,216,800.00	
	NOIBAI CARGO TERMINAL SER JS	1	101,500.00	101,500.00	
	CENTURY SYNTHETIC FIBER CORP	8	26,100.00	208,800.00	
	VIETNAM NATIONAL PETROLEUM G	137,820	49,100.00	6,766,962,000.00	
	PCI GROUP JSC	484,003	29,000.00	14,036,087,000.00	
	DIGIWORLD CORP	252,660	60,800.00	15,361,728,000.00	
	VINCOM RETAIL JSC	585,985	20,050.00	11,748,999,250.00	
	小計 (邦貨換算)	6,037,913		329,103,934,480.00 (1,912,093,859)	
	合計 (邦貨換算)	6,037,913		(1,912,093,859)	

b. 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

有価証券明細表注記

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に対する比率
ドン	株式 32 銘柄	88.27%	100.00%

（注）「組入時価比率」については、組入時価の純資産総額に対する割合を示すものです。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ASEAN地域債券マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	対象年月日	(2023年8月28日現在)	(2024年8月28日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		42,598,268	56,706,804
コール・ローン		17,592,983	45,117,013
国債証券		762,059,496	853,306,341
派生商品評価勘定		—	12,608
未収入金		25,593,066	87,218,749
未収利息		4,483,613	4,901,563
前払費用		1,223,578	544,704
流動資産合計		853,551,004	1,047,807,782
資産合計		853,551,004	1,047,807,782
負債の部			
流動負債			
未払金		31,190,112	131,864,431
未払利息		35	—
流動負債合計		31,190,147	131,864,431
負債合計		31,190,147	131,864,431
純資産の部			
元本等			
元本		467,720,044	494,261,310
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		354,640,813	421,682,041
元本等合計		822,360,857	915,943,351
純資産合計		822,360,857	915,943,351
負債純資産合計		853,551,004	1,047,807,782

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、市場価額のあるものについてはその終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）、金融商品取引所に上場されていないものについては、以下のいずれかから入手した価額で評価しております。 ①日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）値段 ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない） ③価額情報会社の提供する価額 なお、買付にかかる約定日から1年以内で償還を迎える公社債等（償還日の前年応答日が到来したものを含む。）で価格変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利益を害しないと投資信託委託会社が判断した場合には、当該方式によって評価しております。 (2)為替予約 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益、為替差損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

(2023年8月28日現在)	(2024年8月28日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 467,720,044口	1 計算期間の末日における受益権の総数 494,261,310口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.7582円 (1万口当たり純資産額 17,582円)	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.8532円 (1万口当たり純資産額 18,532円)

(その他の注記)

1 元本の移動

対象年月日 項 目	(2023年8月28日現在)	(2024年8月28日現在)
期首元本額	436,384,506 円	467,720,044 円
期中追加設定元本額	44,610,711 円	47,533,957 円
期中一部解約元本額	13,275,173 円	20,992,691 円
期末元本額	467,720,044 円	494,261,310 円
元本の内訳＊		
ベトナム・ASEAN・ バランスファンド	467,720,044 円	494,261,310 円
合計	467,720,044 円	494,261,310 円

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

(自 2022年8月30日 至 2023年8月28日)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	762,059,496 円	△4,346,474 円
合計	762,059,496 円	△4,346,474 円

(自 2023年8月29日 至 2024年8月28日)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	853,306,341 円	8,986,092 円
合計	853,306,341 円	8,986,092 円

3 デリバティブ取引関係

(自 2022年8月30日 至 2023年8月28日)

該当事項はありません。

(自 2023年8月29日 至 2024年8月28日)

I 取引の状況に関する事項

1 取引の内容

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。

2 取引に対する取組みと利用目的

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、外貨建有価証券の買付代金等の実需に対応する取引に限定しております。

3 取引に係るリスクの内容

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替変動に係るリスクがあります。

4 取引に係るリスクの管理体制

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、取引権限とリスク評価額の上限を定めた社内ルールに基づき、運用担当者が運用責任者の承認を得て運用指図を行っております。

5 取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

II 取引の時価等に関する事項

通貨関連

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買 建 USドル	23,064,000	—	23,076,608	12,608
合 計		23,064,000	—	23,076,608	12,608

(注) 1 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。

2 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（３）附属明細表**①有価証券明細表****a. 株式**

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

(2024年8月28日現在)

通貨	種類	銘柄	額面総額	評価額	クーポン	償還日	備考
シンガポールドル	国債証券	SINGAPORE GOV'T	1,000,000	994,000.00	2.63	2032.8.1	
		小計	1,000,000	994,000.00			
		(邦貨換算)		(110,174,960)			
リングgit	国債証券	MALAYSIA GOVT	1,000,000	1,016,366.50	3.90	2027.11.16	
		MALAYSIA GOVT	1,700,000	1,679,880.90	3.58	2032.7.15	
		MALAYSIA GOVT	2,200,000	2,208,552.72	3.84	2033.4.15	
		小計	4,900,000	4,904,800.12			
		(邦貨換算)		(162,895,769)			
バーツ	国債証券	THAILAND GOVT	3,000,000	2,969,492.52	0.95	2025.6.17	
		THAILAND GOVT	5,000,000	4,993,645.45	2.13	2026.12.17	
		THAILAND GOVT	7,000,000	6,776,567.49	1.00	2027.6.17	
		THAILAND GOVT	5,000,000	5,079,693.00	2.65	2028.6.17	
		THAILAND GOVT	21,000,000	20,425,831.65	2.00	2031.12.17	
		THAILAND GOVT	2,000,000	2,048,685.40	2.80	2034.6.17	
		小計	43,000,000	42,293,915.51			
		(邦貨換算)		(179,749,140)			
フィリピンペソ	国債証券	PHILIPPINE GOV'T	2,500,000	2,437,599.97	4.88	2027.3.4	
		PHILIPPINE GOV'T	29,000,000	29,152,980.80	6.13	2028.8.22	
		PHILIPPINE GOV'T	27,000,000	27,280,435.50	6.25	2029.2.28	
		PHILIPPINE GOV'T	13,000,000	13,209,151.80	6.38	2030.7.27	
		PHILIPPINE GOV'T	3,000,000	3,117,879.90	6.63	2033.8.17	
		小計	74,500,000	75,198,047.97			
		(邦貨換算)		(192,725,077)			
ルピア	国債証券	INDONESIA GOV'T	8,500,000,000	8,510,795,000.00	6.38	2028.8.15	
		INDONESIA GOV'T	3,000,000,000	3,205,290,000.00	8.25	2029.5.15	
		INDONESIA GOV'T	3,000,000,000	2,991,930,000.00	6.50	2031.2.15	
		INDONESIA GOV'T	6,000,000,000	5,911,980,000.00	6.38	2032.4.15	
		INDONESIA GOV'T	1,700,000,000	1,719,939,980.00	6.75	2035.7.15	
		小計	22,200,000,000	22,339,934,980.00			
		(邦貨換算)		(207,761,395)			
		合計					
		(邦貨換算)		(853,306,341)			

有価証券明細表注記

通貨	銘柄数		組入時価比率	合計金額に対する比率
シンガポールドル	国債証券	1 銘柄	12.03%	12.91%
リングgit	国債証券	3 銘柄	17.78%	19.09%
バーツ	国債証券	6 銘柄	19.62%	21.07%
フィリピンペソ	国債証券	5 銘柄	21.04%	22.59%
ルピア	国債証券	5 銘柄	22.68%	24.34%

(注) 「組入時価比率」については、組入時価の純資産総額に対する割合を示すものです。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「その他の注記（デリバティブ取引関係）」の「II 取引の時価等に関する事項」に記載されております。

【中間財務諸表】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第284条および第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、第18期中間計算期間(2024年8月29日から2025年2月28日まで)の中間財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

ベトナム・ASEAN・バランスファンド

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第17期 (2024年8月28日現在)	第18期中間計算期間 (2025年2月28日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	292,400	126,099
コール・ローン	288,536,359	151,525,972
親投資信託受益証券	2,354,271,608	2,136,233,355
未収利息	1,612	1,871
流動資産合計	2,643,101,979	2,287,887,297
資産合計	2,643,101,979	2,287,887,297
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	74,903,561	—
未払解約金	20,837,775	1,231,546
未払受託者報酬	1,103,508	1,084,819
未払委託者報酬	23,725,497	23,323,550
その他未払費用	220,643	216,902
流動負債合計	120,790,984	25,856,817
負債合計	120,790,984	25,856,817
純資産の部		
元本等		
元本	1,498,071,221	1,376,542,375
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	1,024,239,774	885,488,105
（分配準備積立金）	430,188,053	375,141,111
元本等合計	2,522,310,995	2,262,030,480
純資産合計	2,522,310,995	2,262,030,480
負債純資産合計	2,643,101,979	2,287,887,297

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期中間計算期間 （自 2023年8月29日 至 2024年2月28日）	第18期中間計算期間 （自 2024年8月29日 至 2025年2月28日）
営業収益		
受取利息	75	216,256
有価証券売買等損益	126,878,803	△30,538,253
営業収益合計	126,878,878	△30,321,997
営業費用		
支払利息	58,306	—
受託者報酬	1,057,708	1,084,819
委託者報酬	22,740,675	23,323,550
その他費用	211,485	216,902
営業費用合計	24,068,174	24,625,271
営業利益	102,810,704	△54,947,268
経常利益	102,810,704	△54,947,268
中間純利益	102,810,704	△54,947,268
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	1,176,598	2,926,024
期首剰余金又は期首欠損金（△）	910,205,995	1,024,239,774
剰余金増加額又は欠損金減少額	122,542,818	57,006,544
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	122,542,818	57,006,544
剰余金減少額又は欠損金増加額	144,962,961	137,884,921
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	144,962,961	137,884,921
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）	989,419,958	885,488,105

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第17期 (2024年8月28日現在)	第18期中間計算期間 (2025年2月28日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 1,498,071,221口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 1,376,542,375口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6837円 (1万口当たり純資産額 16,837円)	2 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6433円 (1万口当たり純資産額 16,433円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

期 別 項 目	第17期中間計算期間 (自 2023年8月29日 至 2024年2月28日)	第18期中間計算期間 (自 2024年8月29日 至 2025年2月28日)
運用の外部委託費用	当ファンドの主要投資対象であるインド シナ地域株式マザーファンド及びA S E A N地域債券マザーファンドにおいて、信託 財産の運用の指図に係わる権限の全部又は 一部を委託する為に要する費用 インドシナ地域株式マザーファンド 4,604,696円 A S E A N地域債券マザーファンド 2,755,067円	当ファンドの主要投資対象であるインド シナ地域株式マザーファンド及びA S E A N地域債券マザーファンドにおいて、信託 財産の運用の指図に係わる権限の全部又は 一部を委託する為に要する費用 インドシナ地域株式マザーファンド 4,580,116円 A S E A N地域債券マザーファンド 2,981,681円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第17期 (2024年8月28日現在)	第18期中間計算期間 (2025年2月28日現在)
1 中間貸借対照表（又は貸借対照表）計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表（又は貸借対照表）の科目ごとの時価の算定方法	親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第17期 (自 2023年8月29日 至 2024年8月28日)	第18期中間計算期間 (自 2024年8月29日 至 2025年2月28日)
期首元本額		1,477,091,495 円	1,498,071,221 円
期中追加設定元本額		380,606,447 円	82,226,154 円
期中一部解約元本額		359,626,721 円	203,755,000 円

2 デリバティブ取引関係

第17期（自 2023年8月29日 至 2024年8月28日）

該当事項はありません。

第18期中間計算期間（自 2024年8月29日 至 2025年2月28日）

該当事項はありません。

(参考) マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「インドシナ地域株式マザーファンド」及び「ASEAN地域債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

インドシナ地域株式マザーファンド**(1) 貸借対照表**

(単位：円)

対象年月日	(2024年8月28日現在)	(2025年2月28日現在)
科 目	金額	金額
資産の部		
流動資産		
預金	121,924,055	150,288,622
コール・ローン	95,185,693	46,994,215
株式	1,912,093,859	1,735,590,948
未収入金	37,007,897	—
未収配当金	—	1,095,025
未収利息	531	580
流動資産合計	2,166,212,035	1,933,969,390
資産合計	2,166,212,035	1,933,969,390
負債の部		
負債合計	—	—
純資産の部		
元本等		
元本	539,868,622	502,252,617
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,626,343,413	1,431,716,773
元本等合計	2,166,212,035	1,933,969,390
純資産合計	2,166,212,035	1,933,969,390
負債純資産合計	2,166,212,035	1,933,969,390

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には、入金日基準で計上しております。 (2)有価証券売買等損益、為替差損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

（2024年8月28日現在）		（2025年2月28日現在）	
1 計算期間の末日における受益権の総数	539,868,622口	1 計算期間の末日における受益権の総数	502,252,617口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 4.0125円 (1万口当たり純資産額 40,125円)	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 3.8506円 (1万口当たり純資産額 38,506円)

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	対象年月日	（2024年8月28日現在）	（2025年2月28日現在）
期首元本額		589,243,573 円	539,868,622 円
期中追加設定元本額		54,366,325 円	16,103,917 円
期中一部解約元本額		103,741,276 円	53,719,922 円
期末元本額		539,868,622 円	502,252,617 円
元本の内訳*			
ベトナム・ASEAN・バランスファンド		358,456,461 円	335,780,640 円
T & D ベトナム株式ファンド		181,412,161 円	166,471,977 円
合計		539,868,622 円	502,252,617 円

*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 デリバティブ取引関係

（自 2023年8月29日 至 2024年8月28日）

該当事項はありません。

（自 2024年8月29日 至 2025年2月28日）

該当事項はありません。

A S E A N地域債券マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

対象年月日	(2024年8月28日現在)	(2025年2月28日現在)
科 目	金額	金額
資産の部		
流動資産		
預金	56,706,804	27,416,645
コール・ローン	45,117,013	17,816,032
国債証券	853,306,341	793,608,424
派生商品評価勘定	12,608	—
未収入金	87,218,749	—
未収利息	4,901,563	4,153,727
前払費用	544,704	280,105
流動資産合計	1,047,807,782	843,274,933
資産合計	1,047,807,782	843,274,933
負債の部		
流動負債		
未払金	131,864,431	—
流動負債合計	131,864,431	—
負債合計	131,864,431	—
純資産の部		
元本等		
元本	494,261,310	444,016,651
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	421,682,041	399,258,282
元本等合計	915,943,351	843,274,933
純資産合計	915,943,351	843,274,933
負債純資産合計	1,047,807,782	843,274,933

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、市場価額のあるものについてはその終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）、金融商品取引所に上場されていないものについては、以下のいずれかから入手した価額で評価しております。 ①日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）値段 ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない） ③価額情報会社の提供する価額 なお、買付にかかる約定日から1年以内で償還を迎える公社債等（償還日の前年応答日が到来したものを含む。）で価格変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利益を害しないと投資信託委託会社が判断した場合には、当該方式によって評価しております。 (2)為替予約 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益、為替差損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

(2024年8月28日現在)	(2025年2月28日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 494,261,310口	1 計算期間の末日における受益権の総数 444,016,651口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.8532円 (1万口当たり純資産額 18,532円)	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.8992円 (1万口当たり純資産額 18,992円)

(その他の注記)

1 元本の移動

項 目	対象年月日	(2024年8月28日現在)	(2025年2月28日現在)
期首元本額		467,720,044 円	494,261,310 円
期中追加設定元本額		47,533,957 円	— 円
期中一部解約元本額		20,992,691 円	50,244,659 円
期末元本額		494,261,310 円	444,016,651 円
元本の内訳*			
ベトナム・ASEAN・バランスファンド		494,261,310 円	444,016,651 円
合計		494,261,310 円	444,016,651 円

*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 デリバティブ取引関係

（自 2023年8月29日 至 2024年8月28日）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買 建 USドル	23,064,000	—	23,076,608	12,608
合 計		23,064,000	—	23,076,608	12,608

（注）1 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。

2 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（自 2024年8月29日 至 2025年2月28日）

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2025年3月31日現在)

I 資産総額	2,187,091,222 円
II 負債総額	4,947,416 円
III 純資産総額（I－II）	2,182,143,806 円
IV 発行済数量	1,344,056,142 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.6236 円

（参考）インドシナ地域株式マザーファンド

I 資産総額	1,842,813,018 円
II 負債総額	－ 円
III 純資産総額（I－II）	1,842,813,018 円
IV 発行済数量	490,535,203 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	3.7567 円

（参考）ASEAN地域債券マザーファンド

I 資産総額	820,027,532 円
II 負債総額	－ 円
III 純資産総額（I－II）	820,027,532 円
IV 発行済数量	427,881,308 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.9165 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

1. 名義書換についての手続き、取扱場所等

ありません。

2. 受益者に対する特典

ありません。

3. 受益権の譲渡

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続きおよび受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託会社は、上記①に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

④受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

5. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

2025年3月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株
過去5年間ににおける主な資本金の額の増減	該当事項はありません。

（2）会社の機構

①経営体制

10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日の2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

②投資信託運用の意思決定と運用の流れ

a. 基本運用方針、月次運用計画の決定

投資政策委員会（原則月1回開催）において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が決定されます。

b. 運用の実行

月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

c. 運用のチェック等

- ・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。

- ・法務・コンプライアンス部において、日次で有価証券等の取引内容のチェック・運用制限遵守のチェック等が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は2025年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2025年3月末日現在、267本であり、その純資産総額の合計は1,038,124百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	126本	535,607百万円
単位型株式投資信託	90本	349,555百万円
単位型公社債投資信託	51本	152,961百万円
合計	267本	1,038,124百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則ならびに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第44期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第45期中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (2023年3月31日現在)		当事業年度 (2024年3月31日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
I 流動資産					
1. 現金・預金			5,087,551		5,243,788
2. 前払費用			75,321		84,385
3. 未収入金			76,043		11
4. 未収委託者報酬			691,691		786,210
5. 未収運用受託報酬			354,878		372,799
6. その他			24,468		28,389
流動資産計			6,309,954		6,515,585
II 固定資産					
1. 有形固定資産			65,997		80,377
(1) 建物	※ 1	61,571		58,177	
(2) 器具備品	※ 1	4,335		22,132	
(3) その他	※ 1	89		67	
2. 無形固定資産			66,210		59,615
(1) 電話加入権		2,862		2,862	
(2) ソフトウェア		59,829		51,914	
(3) ソフトウェア仮勘定		3,518		4,837	
3. 投資その他の資産			471,050		377,814
(1) 投資有価証券		161,600		73,082	
(2) 長期差入保証金		90,675		94,383	
(3) 繰延税金資産		205,341		201,452	
(4) 長期前払費用		13,432		8,896	
固定資産計			603,258		517,807
資産合計			6,913,213		7,033,392

		前事業年度 (2023年3月31日現在)		当事業年度 (2024年3月31日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 預り金			526		8,230
2. 未払金			271,941		313,073
(1) 未払収益分配金		2,477		2,477	
(2) 未払償還金		2		2	
(3) 未払手数料		219,122		253,964	
(4) その他未払金		50,339		56,629	
3. 未払費用			399,233		383,553
4. 未払法人税等			10,104		37,418
5. 未払消費税等			34,659		47,112
6. 賞与引当金			198,672		217,291
7. 役員賞与引当金			6,500		9,000
流動負債計			921,637		1,015,679
II 固定負債					
1. 退職給付引当金			459,728		458,579
2. 役員退職慰労引当金			23,380		9,625
固定負債計			483,109		468,204
負債合計			1,404,746		1,483,883
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金			1,100,000		1,100,000
2. 資本剰余金			277,667		277,667
(1) 資本準備金		277,667		277,667	
3. 利益剰余金			4,128,773		4,160,606
(1) 利益準備金		175,000		175,000	
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		815,983		847,816	
株主資本計			5,506,441		5,538,274
II 評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価 差額金			2,025		11,234
評価・換算差額等計			2,025		11,234
純資産合計			5,508,466		5,549,509
負債・純資産合計			6,913,213		7,033,392

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
I 営業収益					
1. 委託者報酬			3,589,974		3,815,873
2. 運用受託報酬			1,352,459		1,371,210
3. 投資助言報酬			10,000		10,000
4. その他営業収益			26,574		30,018
営業収益計			4,979,008		5,227,102
II 営業費用					
1. 支払手数料			1,214,944		1,314,653
2. 広告宣伝費			380		449
3. 調査費			1,531,036		1,462,653
(1) 調査費		81,751		78,433	
(2) 委託調査費		1,022,173		938,128	
(3) 情報機器関連費		426,284		445,204	
(4) 図書費		827		887	
4. 委託計算費			194,939		202,225
5. 営業雑経費			94,488		87,513
(1) 通信費		8,024		8,752	
(2) 印刷費		76,071		68,725	
(3) 協会費		5,634		5,403	
(4) 諸会費		4,758		4,632	
営業費用計			3,035,789		3,067,495
III 一般管理費					
1. 給料			1,187,234		1,182,195
(1) 役員報酬		49,917		49,713	
(2) 給料・手当		1,067,224		1,064,091	
(3) 賞与		70,092		68,391	
2. 法定福利費			194,915		202,434
3. 退職金			3,999		3,089
4. 福利厚生費			4,828		3,982
5. 交際費			529		671
6. 寄付金			79		21
7. 旅費交通費			4,732		4,865
8. 事務委託費			110,489		108,634
9. 租税公課			78,199		75,603
10. 不動産賃借料			156,478		156,478
11. 退職給付費用			54,858		55,316
12. 役員退職慰労引当金繰入			3,282		2,800
13. 賞与引当金繰入			198,672		217,291
14. 役員賞与引当金繰入			6,500		9,000
15. 固定資産減価償却費			29,715		34,022
16. 諸経費			47,236		48,013
一般管理費計			2,081,750		2,104,422
営業利益又は営業損失(△)			△138,531		55,185

		前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
IV営業外収益					
1. 受取配当金			953		952
2. 受取利息			34		31
3. 為替差益			3,804		—
4. 助成金収入			500		500
5. 受取補償金			12,514		—
6. 雑収入			2,537		590
営業外収益計			20,343		2,074
V営業外費用					
1. 為替差損			—		9,366
2. 支払補償金			12,514		—
3. 損失補填金			1,870		—
4. 雑損失			676		171
営業外費用計			15,061		9,537
経常利益又は経常損失(△)			△133,248		47,722
VI特別利益					
1. 投資有価証券売却益			337		12,192
特別利益計			337		12,192
VII特別損失					
1. 固定資産除却損	※ 1		50		251
2. 投資有価証券評価損			15,870		—
3. 投資有価証券売却損			184,477		2,551
特別損失計			200,397		2,802
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失(△)			△333,309		57,112
法人税、住民税及び事業税			△73,742		25,455
法人税等調整額			△8,130		△175
当期純利益又は 当期純損失(△)			△251,436		31,832

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	3,067,880	6,380,670	7,758,338
当期変動額								
剰余金の配当						△2,000,460	△2,000,460	△2,000,460
当期純利益又は 当期純損失(△)						△251,436	△251,436	△251,436
株主資本 以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△2,251,896	△2,251,896	△2,251,896
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	815,983	4,128,773	5,506,441

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 45,578	△ 45,578	7,712,759
当期変動額			
剰余金の配当			△2,000,460
当期純利益又は当期純損失 (△)			△251,436
株主資本 以外の項目の 当期変動額 (純額)	47,604	47,604	47,604
当期変動額合計	47,604	47,604	△2,204,292
当期末残高	2,025	2,025	5,508,466

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	815,983	4,128,773	5,506,441
当期変動額								
当期純利益又は 当期純損失(△)						31,832	31,832	31,832
株主資本 以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	31,832	31,832	31,832
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	847,816	4,160,606	5,538,274

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,025	2,025	5,508,466
当期変動額			
当期純利益又は当期純損失 (△)			31,832
株主資本 以外の項目の 当期変動額 (純額)	9,209	9,209	9,209
当期変動額合計	9,209	9,209	41,042
当期末残高	11,234	11,234	5,549,509

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	3～50年
器具備品	2～15年
その他	8年

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

（2）役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、期末要支給額を計上しております。

（4）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

（１）委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき、一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

委託者報酬に含まれる成功報酬については、投資信託約款に基づき対象となる投資信託の特定のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（２）運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（３）投資助言報酬

投資助言報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間にわたり均一の助言サービスを提供するものであるため、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 77,010千円 器具備品 175,839千円 その他 807千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 82,734千円 器具備品 130,925千円 その他 829千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
※1 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。 器具備品 0千円 ソフトウェア 50千円	※1 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。 器具備品 9千円 ソフトウェア 241千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,082	—	—	1,082

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

2022年6月10日開催の第42期定時株主総会において、次のとおり決議しました。

- 1) 配当金の総額 2,000,460千円
- 2) 配当の原資 利益剰余金
- 3) 1株当たり配当額 1,848.00円
- 4) 基準日 2022年3月31日
- 5) 効力発生日 2022年6月13日

- （2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,082	—	—	1,082

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微です。

投資有価証券は、主に非上場株式及び投資信託です。非上場株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は当社が設定する投資信託を商品性の維持等を目的に取得しているものであり、市場価格等の変動リスクに晒されております。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク、価格変動リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2023年3月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（（注1）参照）。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 其他有価証券	131,400	131,400	—
資産計	131,400	131,400	—

（注1）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表の「其他有価証券」には含めておりません。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

第5項に従い、3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
合計	30,200

（注2）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
現金・預金	5,087,551	—	—
未収委託者報酬	691,691	—	—
未収運用受託報酬	354,878	—	—
投資有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	10,869	16,380	104,150
合計	6,144,992	16,380	104,150

当事業年度（2024年3月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（（注１）参照）。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 其他有価証券	42,882	42,882	—
資産計	42,882	42,882	—

（注１）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「其他有価証券」には含めておりません。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日）第 5 項に従い、（３）金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
合計	30,200

（注２）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超
現金・預金	5,243,788	—	—
未収委託者報酬	786,210	—	—
未収運用受託報酬	372,799	—	—
投資有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	30,063	12,819	—
合計	6,432,861	12,819	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（2023年3月31日）

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	—	131,400	—	131,400
資産計	—	131,400	—	131,400

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

（2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

当事業年度（2024年3月31日）

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	—	42,882	—	42,882
資産計	—	42,882	—	42,882

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル 2 の時価に分類しております。

（２）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

（有価証券関係）

前事業年度（2023年3月31日）

1. その他有価証券

その他有価証券の当事業年度の売却額は318,858千円であり、売却益の合計額は337千円、売却損の合計額は184,477千円です。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	種類（*）	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（１）その他	107,336	102,994	4,342
	小計	107,336	102,994	4,342
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（１）その他	24,063	25,487	△1,423
	小計	24,063	25,487	△1,423
合計		131,400	128,481	2,919

（*）当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

2. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、投資有価証券について15,870千円（その他有価証券15,870千円）減損処理を行っております。

当事業年度（2024年3月31日）

1. その他有価証券

その他有価証券の当事業年度の売却額は130,345千円であり、売却益の合計額は12,192千円、売却損の合計額は2,551千円です。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	種類（*）	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（1）その他	37,430	20,089	17,340
	小計	37,430	20,089	17,340
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（1）その他	5,451	6,599	△1,147
	小計	5,451	6,599	△1,147
合計		42,882	26,689	16,193

（*）当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

2. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	当事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
1. 委託者報酬	3,589,974	3,815,873
2. 運用受託報酬	1,352,459	1,371,210
3. 投資助言報酬	10,000	10,000
4. その他営業収益	26,574	30,018
合計	4,979,008	5,227,102

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（退職給付関係）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	467,064千円
退職給付費用	40,539千円
退職給付の支払額	△47,875千円
退職給付引当金の期末残高	459,728千円

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	459,728千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	459,728千円

退職給付引当金	459,728千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	459,728千円

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	45,387千円
----------------	----------

（注）退職給付費用には株式会社T & Dホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	9,470千円
--------------	---------

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	459,728千円
退職給付費用	42,636千円
退職給付の支払額	△43,785千円
退職給付引当金の期末残高	458,579千円

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	458,579千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	458,579千円
退職給付引当金	458,579千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	458,579千円

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	46,017千円
----------------	----------

（注）退職給付費用には株式会社T & Dホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	9,299千円
--------------	---------

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
	(単位：千円)	(単位：千円)
(繰延税金資産)		
税務上の繰越欠損金（注1）	17,751	14,253
賞与引当金	60,833	66,534
未払社会保険料	9,919	11,064
未払事業税	2,392	4,994
退職給付引当金	147,927	143,364
連結納税加入に伴う有価証券時価評価益	15,061	15,061
その他	23,270	24,800
小計	277,157	280,072
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△12,451	△14,201
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△58,469	△59,459
評価性引当額小計	△70,921	△73,661
繰延税金資産計	206,235	206,411
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	893	4,958
繰延税金負債計	893	4,958
繰延税金資産の純額	205,341	201,452

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*）	—	—	17,751	17,751
評価性引当額	—	—	△12,451	△12,451
繰延税金資産	—	—	5,300	5,300

（*）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

（*）税務上の繰越欠損金17,751千円（法定実効税率を乗じた額）の一部について、繰延税金資産5,300千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*）	—	—	14,253	14,253
評価性引当額	—	—	△14,201	△14,201
繰延税金資産	—	—	52	52

（*）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

（*）税務上の繰越欠損金14,254千円（法定実効税率を乗じた額）の一部について、繰延税金資産52千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2023年3月31日）

当事業年度（2024年3月31日）

税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。	法定実効税率 (調整)	30.6 %
	交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8 %
	住民税均等割	4.0 %
	評価性引当額の増減	4.7 %
	所得税額控除	1.4 %
	その他	0.7 %
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.2 %

3. グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（1）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次のとおりです。

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	588,525

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（１）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次のとおりです。

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	630,330

（関連当事者との取引）

1. 関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	(株)T&D ホールディングス	東京都 中央区	207,111	持株 会社	(被所有) 直接 100	経営管理	グループ通算 制度に伴う 受領予定額 (*)	76,032	未収入金	76,032

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）グループ通算制度に係る、親会社から授受する通算税効果額です。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	(株)T&D ホールディングス	東京都 中央区	207,111	持株 会社	(被所有) 直接 100	経営管理	グループ通算 制度に伴う 支払予定額 (*)	124	未払金	124

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）グループ通算制度による法人税額のうち当社の通算税効果額であり、親会社への支払予定額であります。

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社の子会社	大同生命 保険(株)	大阪市 西区	110,000	生命 保険業	—	投資一任 契約の 締結	投資一任 契約 (*)	556,407	未収 運用受 託報酬	146,724

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）投資一任契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社の子会社	大同生命 保険(株)	大阪市 西区	110,000	生命 保険業	—	投資一任 契約の 締結	投資一任 契約（*）	589,853	未収 運用受 託報酬	161,495

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）投資一任契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社T & Dホールディングス（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
1株当たり純資産額	5,088.65円	1株当たり純資産額	5,126.56円
1株当たり当期純損失(△)	△232.27円	1株当たり当期純利益	29.40円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式調整後1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純損失の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
当期純損失(△) (千円)	△251,436	当期純利益 (千円)	31,832
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る 当期純損失(△) (千円)	△251,436	普通株式に係る当期純利益 (千円)	31,832
普通株主の期中平均株式数 (千株)	1,082	普通株主の期中平均株式数 (千株)	1,082

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		当中間会計期間 (2024年9月30日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
Ⅰ 流動資産			
1. 現金・預金			4,980,688
2. 前払費用			128,535
3. 未収入金			11,035
4. 未収委託者報酬			791,756
5. 未収運用受託報酬			478,372
6. その他			20,812
流動資産計			6,411,201
Ⅱ 固定資産			
1. 有形固定資産			99,357
(1) 建物	※ 1	55,825	
(2) 器具備品	※ 1	43,472	
(3) その他	※ 1	58	
2. 無形固定資産			56,221
(1) 電話加入権		2,862	
(2) ソフトウェア		43,809	
(3) ソフトウェア仮勘定		9,549	
3. 投資その他の資産			397,132
(1) 投資有価証券		79,020	
(2) 長期差入保証金		91,736	
(3) 繰延税金資産		176,613	
(4) 長期前払費用		49,761	
固定資産計			552,711
資産合計			6,963,912

		当中間会計期間 (2024年9月30日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)			
I 流動負債			
1. 預り金			594
2. 未払金			304,217
(1) 未払収益分配金		2,477	
(2) 未払償還金		2	
(3) 未払手数料		255,293	
(4) その他未払金		46,444	
3. 未払費用			401,962
4. 未払法人税等			13,664
5. 未払消費税等	※ 2		42,355
6. 賞与引当金			139,226
7. 役員賞与引当金			4,500
流動負債計			906,521
II 固定負債			
1. 退職給付引当金			459,404
2. 役員退職慰労引当金			10,975
固定負債計			470,379
負債合計			1,376,900
(純資産の部)			
I 株主資本			
1. 資本金			1,100,000
2. 資本剰余金			277,667
(1) 資本準備金		277,667	
3. 利益剰余金			4,192,604
(1) 利益準備金		175,000	
(2) その他利益剰余金			
別途積立金		3,137,790	
繰越利益剰余金		879,813	
株主資本計			5,570,272
II 評価・換算差額等			
1. その他有価証券評価差額金			16,740
評価・換算差額等計			16,740
純資産合計			5,587,012
負債・純資産合計			6,963,912

(2) 中間損益計算書

		当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
I 営業収益			
1. 委託者報酬			1,992,396
2. 運用受託報酬			737,418
3. 投資助言報酬			5,010
4. その他営業収益			15,359
営業収益計			2,750,183
II 営業費用			
1. 支払手数料			706,132
2. 広告宣伝費			834
3. 調査費			723,366
(1) 調査費		37,044	
(2) 委託調査費		444,107	
(3) 情報機器関連費		241,757	
(4) 図書費		456	
4. 委託計算費			102,035
5. 営業雑経費			44,394
(1) 通信費		3,731	
(2) 印刷費		35,168	
(3) 協会費		2,822	
(4) 諸会費		2,671	
営業費用計			1,576,764
III 一般管理費			
1. 給料			621,720
(1) 役員報酬		25,206	
(2) 給料・手当		587,304	
(3) 賞与		9,209	
2. 法定福利費			104,188
3. 退職金			1,209
4. 福利厚生費			2,235
5. 交際費			164
6. 旅費交通費			3,475
7. 事務委託費			48,276
8. 租税公課			36,605
9. 不動産賃借料			82,739
10. 退職給付費用			31,407
11. 役員退職慰労引当金繰入			1,350
12. 賞与引当金繰入			139,226
13. 役員賞与引当金繰入			4,500
14. 固定資産減価償却費	※ 1		20,619
15. 諸経費			26,679
一般管理費計			1,124,398
営業利益			49,020

		当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
IV営業外収益			
1. 受取配当金			981
2. 受取利息			307
3. 雑収入			227
営業外収益計			1,517
V営業外費用			
1. 為替差損			3,297
2. 雑損失			480
営業外費用計			3,778
経常利益			46,758
VI特別利益			
1. 投資有価証券売却益			277
特別利益計			277
VII特別損失			
1. 投資有価証券評価損			2,153
2. 投資有価証券売却損			17
特別損失計			2,170
税引前中間純利益			44,865
法人税、住民税及び事業税			△9,542
法人税等調整額			22,409
中間純利益			31,997

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	847,816	4,160,606	5,538,274
当中間期変動額								
中間純利益						31,997	31,997	31,997
株主資本以外 の項目の当中 間期 変動額（純 額）								
当中間期 変動額合計	—	—	—	—	—	31,997	31,997	31,997
当中間期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	879,813	4,192,604	5,570,272

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	11,234	11,234	5,549,509
当中間期変動額			
中間純利益			31,997
株主資本以外の項目の 当中間期 変動額（純額）	5,505	5,505	5,505
当中間期 変動額合計	5,505	5,505	37,503
当中間期末残高	16,740	16,740	5,587,012

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
器具備品	2～15年
その他	8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当中間会計期間に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間期間末要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間期間末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき、一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

委託者報酬に含まれる成功報酬については、投資信託約款に基づき対象となる投資信託の特定のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間にわたり均一の助言サービスを提供するものであるため、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (2024年9月30日)	
※ 1	有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。
建物	85,456千円
器具備品	134,885千円
その他	838千円
※ 2	消費税等の取扱い
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
※ 1	固定資産の減価償却実施額は次のとおりであります。
有形固定資産	10,458千円
無形固定資産	10,160千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（千株）	1,082	—	—	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。

市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（（注1）参照）。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	48,820	48,820	—
資産計	48,820	48,820	—

（注1）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表の「その他有価証券」には含めておりません。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
合計	30,200

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）2024年9月30日における時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	—	48,820	—	48,820
資産計	—	48,820	—	48,820

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

（２）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

（有価証券関係）

１．その他有価証券

当中間会計期間（2024年9月30日）

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他	44,829	20,697	24,131
	小計	44,829	20,697	24,131
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他	3,991	3,994	△2
	小計	3,991	3,994	△2
合計		48,820	24,692	24,128

２．減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、投資有価証券について2,153千円（その他有価証券の投資信託2,153千円）減損処理を行っております。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
１．委託者報酬	1,992,396
２．運用受託報酬	737,418
３．投資助言報酬	5,010
４．その他営業収益	15,359
合計	2,750,183

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 ４．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（セグメント情報等）

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.関連情報

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（1）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次のとおりです。

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	403,590

（1株当たり情報）

当中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）	
1株当たり純資産額	5,161円21銭
1株当たり中間純利益	29円55銭
1株当たり中間純利益算定上の基礎	
中間純利益（千円）	31,997
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益（千円）	31,997
普通株主の期中平均株式数（千株）	1,082

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

1. 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
2. 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
3. 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、5において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
4. 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
5. 上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

①定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

②訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

三井住友信託銀行株式会社

- ・資本金の額 342,037百万円（2024年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<信託事務の一部委託先>

株式会社日本カストディ銀行

- ・資本金の額 51,000百万円（2024年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

名 称	資本金の額 (単位：百万円) (2024年3月末日現在)	事業の内容
池田泉州T T証券株式会社	1,250	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岩井コスモ証券株式会社	13,500	
株式会社S B I証券	54,323	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196	
中銀証券株式会社	2,000	
東海東京証券株式会社	6,000	
西日本シティT T証券株式会社	3,000	
野村證券株式会社*	10,000	
浜銀T T証券株式会社	3,307	
マネックス証券株式会社	12,200	
楽天証券株式会社	19,495	
ワイエム証券株式会社	1,270	
ほくほくT T証券株式会社*	1,250	
S M B C日興証券株式会社*	135,000	
株式会社証券ジャパン*	3,000	
十六T T証券株式会社*	3,000	
三菱U F J信託銀行株式会社*	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

* 新規買付のお申込は受付けておりません。

（３）投資顧問会社

日興アセットマネジメント アジア リミテッド

- ・資本金の額 2,900万シンガポールドル（2024年3月末日現在）
- ・事業の内容 有価証券等に係る投資顧問業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】

- ①「受託会社」は主に以下の業務を行います。
 - a. 信託財産の保管・管理・計算
 - b. 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等
- ②「販売会社」は主に以下の業務を行います。
 - a. 受益権の募集・販売の取扱い
 - b. 受益権の換金（解約）申込の取扱い
 - c. 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
 - d. 目論見書、運用報告書の交付等
- ③「投資顧問会社」は主に以下の業務を行います。

委託会社からマザーファンドの運用の指図に関する権限の一部の委託を受けて運用を行います。

３【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

2025年3月末日現在、該当事項はありません。

第3【その他】

1. 目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
2. 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用することがあります。
3. 目論見書の表紙等に、以下の事項を記載することがあります。
 - ・金融商品取引法上の目論見書である旨
 - ・目論見書の使用を開始する日
 - ・信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・委託会社の金融商品取引業者登録番号
4. 詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。
 - ・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間
 - ・請求目論見書の入手方法および信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
 - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
5. 届出の効力に関する事項について、以下のいずれかの内容を記載することがあります。
 - ・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - ・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
6. 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
7. 請求目論見書の巻末に、ファンドの信託約款の全文を掲載することがあります。
8. 目論見書は電子媒体、インターネット等に掲載することがあります。

独立監査人の監査報告書

2024年6月4日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 羽柴 則央
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年10月31日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

羽柴 則央

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

福村 寛

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているベトナム・ASEAN・バランスファンドの2023年8月29日から2024年8月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベトナム・ASEAN・バランスファンドの2024年8月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月2日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽柴 則央
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第45期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年5月2日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

羽柴 則央

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

福村 寛

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているベトナム・ASEAN・バランスファンドの2024年8月29日から2025年2月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ベトナム・ASEAN・バランスファンドの2025年2月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年8月29日から2025年2月28日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。